# 第1節 多角的・多層的な安全保障協力の戦略的な推進

# 同志国などとの連携の意義など

## 1 同志国などとの連携の意義と変遷

グローバルなパワーバランスの変化が加速化・複雑化 し、政治・経済・軍事などにわたる国家間の競争が顕在 化するなかで、インド太平洋地域の平和と安定は、わが 国の安全保障に密接に関連するのみならず、国際社会に おいてもその重要性が増大してきている。

こうしたなか、防衛省・自衛隊は、各国間の信頼を醸成しつつ、地域共通の安全保障上の課題に対して各国が協調して取り組むことができるよう、国際情勢、地域の特性、相手国の実情や安全保障上の課題を見据えながら、多角的・多層的な防衛協力・交流を戦略的に推進していく考えである。

また、力による一方的な現状変更やその試みを抑止し、各種事態において、同盟国・同志国などの支援を受けられるよう、平素から一層連携していくことが必要である。

防衛協力・交流の形態として、ハイレベルの会談、実 務者協議など「人による協力・交流」、共同訓練・演習、 自衛隊による寄港・寄航など「部隊による協力・交流」 のほか、他国の安全保障・防衛分野における人材育成や 技術支援などを行う「能力構築支援」、自国の安全保障や 平和貢献・国際協力の推進などのために行う 「防衛装備・技術協力」 などがある。

これまで防衛省・自衛隊は、二国間の対話など、人による協力・交流を通じて、いわば顔が見える関係を構築することにより、警戒感を緩和し、協調的・協力的な雰囲気を醸成する努力を行ってきた。これに加え、共同訓練・演習や能力構築支援、防衛装備・技術協力、さらに、RAA、ACSAなどの制度的な枠組みの整備など、多様な手段を適切に組み合わせ、二国間の防衛関係を従来の交流から協力へと段階的に向上させている。

また、多国間安全保障協力・交流も、従来の対話を中心とするものから国際秩序の維持・強化に向けた協力へと発展しつつある。こうした二国間・多国間の防衛協力・交流を多角的・多層的に推進し、望ましい安全保障環境の創出につなげていくことが重要となっている。

図表Ⅲ-3-1-1 (防衛協力・交流とは)、図表Ⅲ-3-1-2 (ハイレベル交流の実績(2024年4月~2025年3月))、図表Ⅲ-3-1-3 (自衛隊による寄港・寄航実績(2024年4月~2025年3月))、資料40 (各種協定締結状況)、資料41 (留学生受入実績(2024年度の新規受入人数))

#### 図表Ⅲ-3-1-1

防衛協力・交流とは

#### 防衛協力・交流とは

防衛協力・交流は、様々なツールを使って二国間・多国間の防衛関係を強化することで、わが国および国際社会の平和と安定を確保するた めの重要な取組である。

#### 防衛協力・交流の目的

- わが国にとって望ましい安全保障環境の創出
- わが国へ脅威が及ぶことを抑止し、侵害が容易でないと認識させる
- 相互理解や信頼醸成により、不測の事態を防止

#### 防衛協力・交流のツール

#### ツール① 人による協力・交流

… [2+2]、防衛相会談、幕僚長級会談などのハイレベルの会談、防衛当局間の実務者協議、多国間の国際会議などにおいて、防衛政 策や地域情勢、防衛協力・交流案件などにつき、率直な意見交換を行うことで、相手国との相互理解や信頼醸成、また、その後の防衛協 力・交流を推進する。<mark>留学生の交換、研究教育の交流</mark>においては、他国の防衛政策や部隊の実態に対する理解を深めるとともに、人的 ネットワークの構築により、信頼関係の増進を図る。







ランドフォーシーズサミット



シーパワー会議



空軍参謀長等招へい行事(AFFJ)

#### ツール② 部隊による協力・交流

··· 親善訓練、艦艇や航空機の相互訪問(寄港・寄航)、部隊同士の交流行事などを通して、相手国との相互信頼を高め、協力関係を推進 する。他国との共同訓練や演習においては、相手国の部隊と連携する力を高めることで、技量向上に加え、国同士の防衛関係を強化する。



日米韓共同訓練 「フリーダム・エッジ」



米比海兵隊との実動 訓練[カマンダグ24]



日小共同訓練 「オグリ・ヴェルニー」



日独共同訓練 「ニッポン・スカイズ24」

#### ツール③ 能力構築支援

… 様々な分野におけるセミナーや実習、技術指導、教育・訓練の視察や意見交換などの事業を行うことで、一定の期間をかけて相 手国の具体的で着実な能力の向上を図り、相手国軍隊などが国際平和・地域の安定のための役割を果たすことを促進する。



衛牛分野 (モンゴル)



軍楽隊育成 (パプアニューギニア)



HA/DR (マレーシア)



サイバーセキュリティ (ASEAN)

#### ツール④ 防衛装備・技術協力

··· 防衛装備の海外移転、共同研究・開発、国際展示会への出展、官民防衛産業フォーラムの開催などを通じて、わが国の防衛産業基 盤の維持・強化を図るとともに、わが国および相手国軍隊の能力向上や、相手国との防衛協力関係を維持・強化する。



ベトナムへの 資材運搬車譲渡





(IODS2024)



#### (参考)防衛協力にかかる各種協定の締結

··· 円滑化協定、防衛装備品・技術移転協定、物品役務相互提供協定、情報保護協定など、協力の枠組みを具体化・制度化し、防衛協 力・交流をより円滑かつ安定的に進められるようにする。



日比円滑化協定署名



日モンゴル防衛装備品・ 技術移転協定の署名



日英伊次期戦闘機 共同開発政府間機関の設立



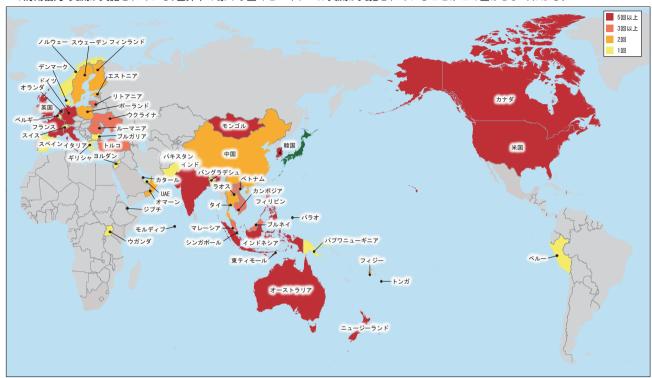
日伊ACSA署名

#### 図表Ⅲ-3-1-2

#### ハイレベル交流の実績(2024年4月~2025年3月)

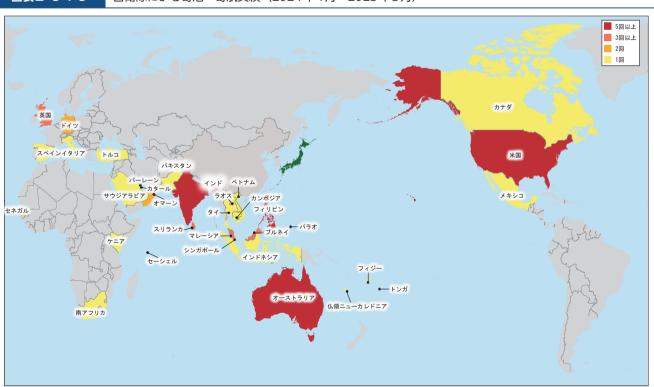
ハイレベル交流とは、本図表においては防衛大臣・防衛副大臣・防衛大臣政務官・事務次官・防衛審議官・各幕長とそれぞれのカウンターパートとの2国間会談などを指している。

2024年4月~2025年3月の期間では、以下の国々とハイレベル交流が実施されたが、そのほかの国々とも過去にハイレベル交流やそのほかの防衛協力・交流が実施されている。世界中の様々な国々とハイレベル交流が実施されていることがこの図からよくわかる。



#### 図表Ⅲ-3-1-3

#### 自衛隊による寄港・寄航実績(2024年4月~2025年3月)



第

3

章

## 2 自由で開かれたインド太平洋(FOIP) というビジョンのもとでの取組

#### (1) インド太平洋地域の特徴

法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序は、国際社 会の安定と繁栄の礎である。特に、インド太平洋地域は、 世界人口の半数を擁する世界の活力の中核であり、この 地域を自由で開かれた [国際公共財] とすることにより、 地域全体の平和と繁栄を確保していくことが重要である。

一方で、この地域においては、わが国周辺を含め、軍 事力の急速な近代化や、軍事活動を活発化させている国 がみられるなど、FOIPの実現のためには多くの課題が 存在している。

#### (2) 防衛省における取組の方向性

こうした状況を踏まえ、防衛省・自衛隊としては、例 えば、防衛協力・交流を活用しながら、主要なシーレー ンの安定的な利用を継続できるように取組を進めてい る。また、軍事力の近代化や軍事活動を活発化させてい る国に対しては、相互理解や信頼醸成を進めながら、不 測の事態を回避することで、わが国の安全を確保するこ ととしている。さらに、地域内において、環境の変化に 対応すべく取組を行っている各国に対しては、防衛協 力・交流を通じてこうした取組に協力することにより、 地域の平和と安定にも貢献することを目指している。

#### (3) FOIPの拡がり

わが国は、日米同盟を基軸としつつ、日米豪印(クアッ ド)などの枠組みを通じて、同志国との協力を深化し、 FOIPの実現に向けた取組をさらに進める方針である。 東南アジア・南アジア・太平洋島嶼国および中東・アフ リカ・中南米地域の国々に対しては、幅広い手段を活用 しながら、FOIPの実現に向けて協力を強化することと している。

防衛省・白衛隊もFOIPの実現に向け、防衛協力・交流 を推進しており、同地域の沿岸国と良好な関係を確立し、 自衛隊による港湾・空港の安定的な利用を可能にするこ とで、シーレーンの安定的な利用の維持に取り組んでい る。また、これらの国々が、インド太平洋地域の安定のた めの役割をさらに効果的に果たすことができるよう、共 同訓練や能力構築支援といった取組を進めている。

また、同盟国である米国をはじめ、オーストラリア、 インド、英国・フランス・ドイツなどの欧州諸国、カナ ダ、ニュージーランドは、わが国と基本的価値を共有す るのみならず、インド太平洋地域に地理的・歴史的なつ ながりを有する国々である。これらの国々に対しては、 インド太平洋地域へのさらなる関与を行うよう働きか け、わが国単独の取組よりも効果的となるように防衛協 力・交流を進めている。

#### (4) 相互理解や信頼醸成の促進

中国に対しては、防衛交流の機会を通じ、国際的な行 動規範の遵守やインド太平洋地域の平和と安定のために 責任ある建設的な役割を果たすよう引き続き促してい く。その際、わが国周辺における軍事活動の活発化や軍 備の拡大に対するわが国の懸念を率直に伝えることで、 相互理解や信頼醸成を進め、不測の事態を回避すること により、わが国の安全を確保することとしている。

ロシアとは、力による一方的な現状変更は認められな いとの考えのもと、ウクライナ侵略を最大限非難しつ つ、ロシアとの間で不測の事態や不必要な摩擦を招かな いために必要な連絡を絶やさないようにしている。

# 各国との防衛協力・交流の推進

安全保障分野での協力・交流を推進するにあたって は、地域の特性、相手国の実情やわが国との関係なども 踏まえつつ、最適な手段を組み合わせた二国間・多国間 での防衛協力・交流が重要となる。

## オーストラリア

## (1) オーストラリアとの防衛協力・交流の意義

オーストラリアは、わが国にとって、ともに米国の同 盟国として、基本的価値のみならず安全保障上の戦略的 利益を共有する、インド太平洋地域の特別な戦略的パー トナーである。

これまで、日豪ACSAや日豪情報保護協定、日豪防衛装 備品・技術移転協定、日豪RAAといった、協力のための 基盤を整備してきた。また、2022年10月に署名された新 たな 「安全保障協力に関する日豪共同宣言」 を踏まえ、国 家防衛戦略では、両国の防衛協力をさらに深化させ、日米 防衛協力に次ぐ緊密な関係を構築するとしている。

両国は、同共同宣言も踏まえ、平素から緊急事態に至 るあらゆる状況で自衛隊と豪軍が実効的に連携するため の議論や、情報収集・警戒監視・偵察(ISR)における協 力、豪軍に対する武器等防護、二国間・多国間共同訓練 などを推進し、相互運用性を向上している。また、第三 国における能力構築支援、人道支援・災害救援 (HA/DR) にかかる協力や防衛装備・技術協力なども推 進している。

■参照 II 部5章3項8 (米軍等の部隊の武器等防護)、資料 23 (米軍等の部隊の武器等防護の警護実績(自衛隊 法第95条の2関係))

#### (2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年5月、木原防衛大臣(当時)は、マールズ豪副 首相兼国防大臣とハワイにて会談を行い、同年4月に オーストラリアが公表したNDS<sup>2</sup>について、インド太平 洋地域における安全保障環境に対する認識や戦略の方向 性が、日豪間で軌を一にしているものであり、歓迎する 旨を述べた。また、日豪の戦略のもとで具体的な協力を 進め、互いの能力を高める重要性を確認するとともに、



日豪 [2+2] (2024年9月)

日本のスタンド・オフ防衛能力を活用した反撃能力と オーストラリアの長距離打撃力の具体的な協力の方向性 を検討することを確認した。さらに、太平洋島嶼国地域 における協力についても引き続き連携を強化することで 一致した。

同年8月、増田防衛事務次官は、モリアーティ豪国防 次官と、シドニーにて日豪防衛次官級協議を行い、地域 情勢について意見交換を行ったほか、同年5月の日豪防 衛相会談などを踏まえ、戦略連携、運用協力・共同訓練、 防衛装備・技術協力など様々な分野について議論し、防 衛協力のさらなる強化・拡大に取り組むことを確認した。

同年9月、木原防衛大臣(当時)および上川外務大臣 (当時) は、マールズ副首相兼国防大臣およびウォン豪外 務大臣とメルボルンにおいて第11回日豪外務・防衛閣 僚協議([2+2])を行った。両国は、FOIPの実現に向け て先導的役割を果たすとともに、2022年に発出した「安 全保障協力に関する日豪共同宣言 に沿って、日豪の戦 略的協力・安全保障協力をたゆみなく深化させていくこ とで一致した。

同月、岸田内閣総理大臣(当時)は、アルバニージー豪 首相と首脳会談を行い、日豪間の「特別な戦略的パート ナーシップ」をこれからも維持・強化していく旨意見交 換するとともに、安全保障分野を含む二国間協力や、地 域・国際情勢について率直な意見交換を行い、日豪の幅 広い戦略環境認識の一致を改めて確認した。

同年10月、中谷防衛大臣は、マールズ副首相兼国防 大臣との間で電話会談を行い、日豪間であらゆる分野に 防衛協力が拡大していることを確認するとともに、自衛 隊と豪軍の相互運用性向上をはじめ各種取組を引き続き 深化させていくことで一致した。同年11月、中谷防衛 大臣は、マールズ副首相兼国防大臣とダーウィンにて会 談を行い、日豪は不可欠なパートナーシップであり、関 係を更なる高みに引き上げるべく引き続き連携していく ことを確認した。

#### (3) 各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年4月以降、キャンベル豪国防 軍司令官 (当時) およびジョンストン豪国防軍司令官と

日豪の特別な戦略的パートナーシップを再確認するとともに、ルールに基づく秩序の維持およびインド太平洋地域の平和と安定のため、あらゆるレベル における日豪、日米豪の連携を強化するとしており、自衛隊と豪軍の相互運用性の強化やISRにおける協力、HA/DR、地域のパートナー国の能力構築、 先進的防衛科学技術、サイバー・宇宙分野などにおける防衛協力の強化が明記されている。また、日豪両国や周辺地域の安全保障上の利益に影響を及ぼ しうる緊急事態の際に、相互に対応措置を検討することとしている。

インド太平洋地域における安全保障環境を踏まえ、2024年4月に発表。今後豪軍に必要な能力などが示された。(参照 I 部3章6節1項 (オーストラリア))

章

第

6回にわたる会談を行った。会談では、整合された日豪 の戦略に基づき、両国の防衛協力・交流の実効性をさら に向上させ、これをインド太平洋地域の平和と安定の中 核とすべく尽力していくことで一致した。

森下陸幕長は、同年4月以降、スチュアート豪陸軍本 部長と3回にわたる懇談を行った。同年9月には、豪陸 軍主催陸軍参謀長シンポジウム (CAS) に参加し、豪陸 軍本部長のほか参加国陸軍参謀長級による意見交換を 行った。

齋藤海幕長は、同年7月、ハモンド豪海軍本部長を公 式招待し、日豪の相互運用性の更なる向上について議論 し、今後、両国の緊密な関係をさらに進化することの必 要性について共有した。

内倉空幕長は、同年7月以降、チャペル豪空軍本部長 と3回にわたる懇談を行った。また、豪空軍演習「ピッ チ・ブラック24」の視察にあたり、ダーウィン空軍基地 を訪問し、日豪空軍種間の連携を強化するための意見交 換を行った。

● 参照 V部1章3節4項1(1)(オーストラリア)、4節(同 志国との訓練・演習など)、資料42(最近の日豪防衛 協力・交流の主要な実績(2021年度以降))

#### (4) 日米豪の協力関係など

わが国とオーストラリアの協力をより実効的なものと し、地域の平和と安定に貢献していくためには、日豪そ れぞれの同盟国である米国を含めた日米豪3か国による 協力を積極的に推進することが重要である。

2024年5月、木原防衛大臣(当時)は、ハワイにおい て日米豪防衛相会談を行った。会談では、日米豪3か国 の深い戦略的整合性および共通の価値観を強調するとと もに、中国による南シナ海・東シナ海における力または 威圧によるあらゆる一方的な現状変更の試みに強い反対 の意を改めて表明した。また、FOIPの実現のために3か 国のパートナーシップが果たす重要な役割を確認し、3 か国全てにおけるF-35戦闘機共同訓練の実施、初の共 同による防空ミサイル防衛実射訓練の実施、豪米の戦力 態勢活動への日本の参加の増大など、防衛協力を拡大す ることにコミットした。さらに、「研究、開発、試験及び 評価 (RDT&E) プロジェクトに関する日米豪取決め」に Research, Development, Test, and Evaluation

署名し、科学技術協力の機会について、さらに議論する ことで一致した。

同月、2度目となる日米豪比防衛相会談が行われ、4 大臣は、自由で開かれ安全で繁栄したインド太平洋とい う共通のビジョンを進めるための重要な連携について強 調した。

同年11月、中谷防衛大臣は、オーストラリアのダー ウィンを訪問し、マールズ副首相兼国防大臣およびオー スティン米国防長官(当時)と日米豪防衛相会談を行っ た。3か国は、「日米豪防衛協議体」(TDC3) の設立や訓 練・演習における協力を含む運用協力の拡大、先進能力 の一体的構築、3か国の司令部に関する共同での計画、 地域におけるプレゼンスの発揮を柱として防衛協力の推 進にコミットする共同声明を発表した。

日米豪3か国は、日米豪共同訓練やその他の国も交えた 多国間共同訓練などの軍種間協力も継続して行っている。

吉田統幕長は、同年9月、インド太平洋参謀総長等会 議(CHOD)に際し、パパロ米太平洋軍司令官、ジョン ストン国防軍司令官と日米豪参謀総長等会談を行った。 会談では、日米 [2+2] および日豪 [2+2] での合意事項 を再確認しつつ、日米豪協力の実現に向けた具体的な方 向性を議論し、ミリタリーレベルにおいても緊密に連携 していくことで一致した。

森下陸幕長は、同年5月、ハワイで開催された太平洋 Land Force Pacific Symposium and Exposition 地上軍シンポジウム (LANPAC) に参加し、フリン米太 平洋陸軍司令官(当時)、朴安洙韓国陸軍参謀総長(当時) およびスチュアート陸軍本部長とパネルディスカッショ ンを行うとともに、同年12月にはスチュアート豪陸軍 本部長のほか、米国、フィリピン、インドのカウンター パートを招待し、ランド・フォーシーズ・サミット (LFS) を主催して、インド太平洋地域における同盟国・ 同志国との多国間連携の重要性について確認した。

齋藤海幕長は、同年6月、パースで開催された IODS24に際し、フランケティ米海軍作戦部長(当時)、 キー英第一海軍卿兼海軍参謀長およびハモンド海軍本部 長とパネルディスカッションを行い、力による一方的な 現状変更を抑止するための後方分野の多国間連携をさら に深化させる必要性を強調するとともに、訓練や人的交 流を通じFOIPの実現を促進していくことを確認した。

<sup>3</sup> 本メカニズムは、閣僚級協議の定期開催による方向性の指示、政策サイド・運用サイドの実務者協議によるフォローアップ、地域の緊急事態に関する机 上演習の実施などを通じ、自衛隊・米軍・豪軍が、平素から緊急事態に至るまで、あらゆる状況、あらゆるレベルで実効的に連携できるようにすること を目的とするもの。

このように、日米豪3か国間での様々な機会を通じて、 情勢認識や政策の方向性をすり合わせつつ、相互運用性 を高める努力を続けている。



■ 参照 4節 (同志国との訓練・演習など)、資料53 (最近の 多国間ハイレベル交流の実績 (2021年度以降))、資 料59 (多国間共同訓練の参加など (2021年度以降))



## 豪国防軍統合作戦本部の初代連絡官の声

私は昨年11月から、豪国防軍統合作戦本部の初代連 絡官として勤務しています。着任後、統合作戦本部長 から数百名の隊員を前に、歴史的に関係の深い米国、 英国、カナダ、ニュージーランド以外の国から初めて 受け入れた連絡官である旨の紹介を受けました。私は、 「統幕代表」として、特に運用面での情報収集や連絡・ 調整などを行い、オーストラリアから日豪防衛協力の 発展を支えています。一方、豪軍の同僚にとっては「日 本代表 |。 日豪防衛協力にとどまらない、あらゆる事に ついて相談や質問を受けます。文化や組織の違いに戸 惑うこともありますが、「日本代表」として頼られるこ とを光栄に感じています。防衛協力は、国同士の信頼 関係なしには成立しません。自衛隊と豪軍の協力深化 を肌身で感じつつ、私もその一端を担うべく努力して まいります。



日米豪のアクション・オフィサーが議論している様子 (筆者は右)

## 2 インド

## (1) インドとの防衛協力・交流の意義

インドは、世界第1位の人口と、高い経済成長や潜在 的経済力を背景に影響力を増しており、わが国と中東、 アフリカを結ぶシーレーン上のほぼ中央に位置するな ど、極めて重要な国である。また、インドとわが国は、基 本的価値を共有するとともに、インド太平洋地域および 世界の平和と安定、繁栄に共通の利益を有しており、特 別戦略的グローバル・パートナーシップを構築してい る。このため、日印両国は「2+2」などの枠組みも活用 しつつ、海洋安全保障をはじめとする幅広い分野におい て協力を推進している。

インドとの間では、「日印間の安全保障協力に関する

共同宣言 | が署名され、日印防衛装備品・技術移転協定、 日印秘密軍事情報保護協定、日印ACSAがそれぞれ締結 されるなど、地域やグローバルな課題に対応できるパー トナーとしての関係とその基盤が強化されている。

## (2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

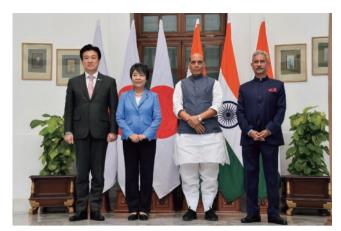
2024年8月、木原防衛大臣(当時) および上川外務大 臣(当時)は、シン・インド国防大臣およびジャイシャン カル・インド外務大臣と、ニューデリーにおいて第3回 日印外務・防衛閣僚会合([2+2])を行った。両国は、基 本的価値を共有する民主主義国家として、国連憲章の原 則に基づくルールに基づく国際秩序を維持・強化するこ とならびに国家の主権と領土一体性の尊重と武力による 威嚇又は武力の行使に訴えることのない紛争の平和的な





資料:2024年11月日米豪防衛相会談共同声明

URL: https://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/2024/1117b\_usa\_aus-j.html



日印 [2+2] (2024年8月)

解決へのコミットメントを再確認するとともに、全ての 国がいかなる一方的な現状変更の試みをも控える必要性 を強調した。また、二国間・多国間共同訓練を継続する ことへのコミットメントを表明するとともに、空自がイ ンド空軍主催の多国間共同訓練「タラン・シャクティ」に 参加することを歓迎した。加えて、艦艇搭載用複合通信 空中線「ユニコーン」4や関連技術の移転に向けた調整お よび関連する文書の早期署名に向けて進捗があったこと を評価するとともに、防衛装備・技術分野における将来 的な協力を加速させることで一致した。さらに、海自とイ ンド海軍との間で、インドにおける艦艇整備分野での将 来的な協力について検討を進めていくことを歓迎した。

2025年5月、中谷防衛大臣は、シン国防大臣とニュー デリーにおいて会談し、両国を取り巻く地域情勢や国際 情勢が急速に複雑化し、不確実性が高まる中、法の支配 に基づき、平和で繁栄したインド太平洋地域を目指すと の理念を共有する両国が、防衛面で協力と連携をさらに 強化していく重要性と必要性が増しているとの認識を踏 まえ、中谷防衛大臣より、インド太平洋において、日印が 防衛面でそれぞれの主体的取組の連携を強化し、大きな 相乗効果を生み出すことで、両国のみならず地域全体の 新たな価値と利益をもたらしていくことの重要性で一致 し、今後、日印防衛当局間において「インド太平洋地域に おける日印の防衛協力 (JIDIP/IJDIP) | と位置づけ、その もとで具体的協力・連携をスピード感をもって具体化し いくことを提案し、シン国防大臣はこれを歓迎するとと もに、今後、具体的に議論していきたい旨を伝えた。

● V部1章3節4項1(2)(インド)



チョーハン・インド国防参謀長とギフト交換する吉田統幕長(2024年10月)

### (3) 各軍種の取組

吉田統嘉長は、2024年10月、インドを公式訪問し チョーハン・インド国防参謀本部参謀長と会談を行った ほか、日米印豪共同訓練「マラバール2024」を視察し た。会談では、両国の戦略環境認識について意見交換し、 統合レベルでの日印防衛協力・交流の多角的・多層的な 取組を一層強化していくことで一致するとともに、日印 関係をより一層発展させ、これを中核とした多国間防衛 協力を模索することで一致した。

森下陸幕長は、同年7月、ドウィヴェディ・インド陸 軍参謀長とテレビ会談を行ったほか、同年10月、公式 招待し会談を行い、地政学的にもインド太平洋の東西に 位置する両国の関係強化は不可欠との認識を共有すると ともに、同年8月に行われた日印 [2+2] や日印防衛相 会談の成果を踏まえ、日印共同訓練「ダルマ・ガーディ アン24 を通じ、陸軍種間のさらなる連携強化を図るこ とで一致した。また、同年12月、主催するランド・ フォーシーズ・サミット (LFS) にドウィヴェディ陸軍 参謀長がテレビ会談により参加した。

内倉空幕長は、同年9月、インドで行われた印空軍演 習 [タラン・シャクティ24] の訓練視察にあたり、チョ ウダリ・インド空軍参謀長(当時)と会談を行った。

□ 参照 2章6節 (日米共同訓練・演習など)、4節 (同志国と の訓練・演習など)、資料43 (最近の日印防衛協力・ 交流の主要な実績(2021年度以降))、資料53(最近 の多国間ハイレベル交流の実績(2021年度以降))、 資料59 (多国間共同訓練の参加など (2021年度以 降))

### 3 欧州諸国

欧州諸国は、わが国と基本的価値を共有し、また、テロ対策や「瀬取り」対応などの非伝統的安全保障分野や国際平和協力活動を中心に、グローバルな安全保障上の共通課題に取り組むための中核を担っている。そのため、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分との認識のもと、これらの国と防衛協力・交流を進展させることは、わが国がこうした課題に積極的に関与する基盤を提供するものであり、わが国と欧州諸国の双方にとって重要である。

→参照 4節 (同志国との訓練・演習など)、資料44 (最近の欧州諸国との防衛協力・交流の主要な実績 (2021年度以降))、資料59 (多国間共同訓練の参加など (2021年度以降))

#### (1) 英国

#### ア 英国との防衛協力・交流の意義

英国は、欧州のみならず世界に影響力を持つ大国であるとともに、わが国と歴史的にも深い関係があり、安全保障面でも米国の重要な同盟国として戦略的利益を共有している。このような観点から、国際平和協力活動、テロ対策、海賊対処、サイバーなどのグローバルな課題における協力や地域情勢などに関する情報交換を通じ、日英間で協力を深めることは、わが国にとって非常に重要である。また、英国は近年、空母打撃群のインド太平洋地域への派遣や哨戒艦2隻を同海域へ恒久的に展開し、北朝鮮船舶による「瀬取り」を含む違法な海洋活動への警戒監視活動に当たらせるなど、ルールに基づく海洋秩序の確保に重要な貢献をしていることから、わが国にとって、FOIPの実現のため日英の協力を深化させることは重要である。

英国との間では、日英「2+2」の開催、防衛装備品・技術移転協定、日英情報保護協定、日英ACSA、日英RAAの締結により、戦略的パートナーシップが一層円滑・強固なものとなっている。

さらに、2022年12月の日英伊首脳による共同声明により発足したグローバル戦闘航空プログラム $^5$ (GCAP)は、インド太平洋地域と欧州を結ぶ国際社会のGlobal Combat Air Programme

安定と繁栄の礎ともなりうる事業である。このように、 日英両国は、アジアおよび欧州における相互の最も緊密 な安全保障上のパートナーとして、連携を強固にしてい る。

■参照 V部1章3節4項1(3)(英国)

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年7月、木原防衛大臣(当時)は、ロンドンにおいて、ヒーリー英国防大臣と会談を行った。両国は、2023年5月のG7広島サミットの際、岸田内閣総理大臣(当時)、スナク英首相(当時)との間で行われた日英首脳ワーキング・ディナーにおいて発出された共同文書「日英広島アコード」6に基づき、自衛隊によるアセット防護を英国に適用することに防衛当局間で一致に至ったことを含め、安全保障分野における日英間の協力の進展を確認した。また、木原防衛大臣(当時)は、2025年に計画されている英空母打撃群のインド太平洋地域への展開を含め、英国がインド太平洋地域への関与を一層強化していることを歓迎するとともに、日英防衛協力・交流のさらなる深化に向け、緊密に連携していくことで一致した。

同年7月、同じくロンドンにおいて、木原防衛大臣(当時)は、ヒーリー国防大臣およびクロセット・イタリア国防大臣と会合を行い、GCAPにかかる政府間の効率的な協業体制を確立するため、「GCAP政府間機関(GIGO)」の設立に向けて諸準備を進めるとともに、GCAP International Government Organisation 2035年の初号機配備というスケジュールの達成に向け、引き続き強くコミットしていくことで一致した。

同年10月、中谷防衛大臣は、イタリア・ナポリにおいてヒーリー国防大臣およびクロセット国防大臣と会合を行い、GCAPを管理するGIGOと共働する合弁企業設立に道筋がついたことが報告されるとともに、2025年中に両者間で最初の統合契約を締結すべく作業することで一致した。また、中谷防衛大臣から日本が派遣する初代首席行政官について準備を進めている旨を説明した。3か国は、GCAPが日英伊防衛協力の中核をなす同プログラムを加速するため、引き続き緊密に協力していくことで一致した。

2025年1月、中谷防衛大臣は、ロンドンにおいてヒー

<sup>5 2035</sup>年までに日英伊3か国により、いわゆる第5世代戦闘機を超える次期戦闘機を共同開発する事業。

<sup>6</sup> 欧州大西洋とインド太平洋の安全保障と繁栄は不可分との認識のもと、共通の安全保障上の能力などを強化するもの、次期戦闘機の共同開発の協力や日英RAAの活用による共同訓練の拡充などが構想されている。

第 3

章

リー国防大臣と会談を行い、同年に計画されている英空 母打撃群の日本を含むインド太平洋地域への派遣を含 め、英国によるインド太平洋地域に対する継続的なコ ミットメントを歓迎する旨述べ、2024年12月に GIGO設立のための条約が発効したことを歓迎するとと もに、GCAPをはじめとする日英防衛装備・技術協力の 進展についても意見交換を行い、今後一層協力を深化し ていくことで一致した。さらに、両大臣は、AUKUS第2 の柱である先進能力に関する技術協力について、同盟 国・同志国間の連携を先進技術面から支えるものとして 重要であり、具体的な協力について引き続き議論してい くことで一致した。

#### ウ 各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年9月、インド太平洋参謀総長 等会議 (CHOD) への参加に際し、ラダキン英国防参謀 総長と懇談を行った。両者は安全保障環境の認識を共有 するとともに、GCAPや、日英RAAを活用した相互運用 性の向上、2025年に予定されている空母打撃群の来日 などを通じ、日英防衛協力を一層緊密かつ強固なものと していくことで一致した。

森下陸幕長は、同年5月、太平洋地上軍シンポジウム (LANPAC) 2024に際して、陸軍参謀長に就任予定の ウォーカー英国防参謀副長(当時)との懇談を行い、引 き続き陸軍種間の信頼関係の強化と連携を促進していく ことで一致した。また、2025年2月、英国に公式訪問 し、新たに就任したウォーカー陸軍参謀長と会談を行 い、防衛協力・交流を推進することで一致した。

齋藤海幕長は、同年10月、ペドレ英海軍ストライク フォース司令官の表敬を受け、2025年に予定されてい る英空母打撃群の展開計画について意見交換し、FOIP の実現のため海軍種の連携強化を図った。

内倉空幕長は、同年7月、英空軍主催国際航空宇宙軍 参謀長等会議に際し、ナイトン英空軍参謀長と懇談を行 い、国際情勢、安全保障環境などについて意見交換をし、 空軍種の連携を強化することで一致した。

#### (2) フランス

#### ア フランスとの防衛協力・交流の意義

フランスは、欧州やアフリカのみならず、世界に影響 力を持つ大国である。インド洋および太平洋島嶼部に領 土を保有し、インド太平洋地域に常続的な軍事プレゼン スを有する唯一のEU加盟国であり、わが国と歴史的に も深い関係を持つ特別なパートナーである。また、アフ リカ地域における在外邦人等の保護および輸送などにお いて、同地域に影響力を有するフランスとの協力は不可 欠である。

フランスとは、これまで日仏 [2+2] などのハイレベ ル交流を継続的に行い、日仏情報保護協定や日仏防衛装 備品・技術移転協定、日仏ACSAが締結されているほか、 部隊間での共同運用・演習のための行政上、政策上、法 律上の手続を相互に恒常的に改善する方策についての議 論を一層加速させることで一致している。



日英伊防衛相会合(2024年10月)

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年5月、岸田内閣総理大臣(当時)は、OECD閣 僚理事会に際し、マクロン・フランス大統領と日仏首脳 昼食会を行い、日仏RAAの交渉開始に合意し、交渉を着 実に進展させることで一致した。

同年6月、木原防衛大臣(当時)は、第21回IISS(英国 国際戦略研究所)が主催するIISSアジア安全保障会議<sup>7</sup> (シャングリラ会合) に際し、ルコルニュ・フランス軍事 大臣と会談を行い、日仏RAAの交渉開始の発表を歓迎 するとともに、サイバーや宇宙分野などでの連携、共同 訓練などの具体的協力を進展させることで一致した。

諸外国の国防大臣クラスを集めて防衛問題や地域の防衛協力についての議論を行うことを目的として開催される多国間会議であり、民間研究機関である 英国の国際戦略研究所の主催により始まった。2002年の第1回から毎年シンガポールで開催され、会場のホテル名からシャングリラ会合(Shangri-La Dialogue) と通称される。

#### ウ 各軍種の取組

森下陸幕長は、2024年9月、メルボルンで開催され た豪陸軍主催陸軍参謀長シンポジウム (CAS) において、 シル・フランス陸軍参謀長と懇談を行い、力による一方 的な現状変更の試みを許容せず、法の支配に基づく国際 秩序を維持するため、日仏共同訓練「ブリュネ・タカモ リ」をはじめとする多層的な交流を通じ、一層の関係強 化を図っていくことで一致した。また、2025年3月、公 式招待したシル陸軍参謀長と会談を行い、戦略環境認識 を共有するとともに、米第3海兵機動展開部隊と陸自の 共同訓練「アイアン・フィスト25」を共同で視察するな ど、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・ 強化に向け協力していくことで認識を共有した。

#### (3) ドイツ

#### ア ドイツとの防衛協力・交流の意義

ドイツは、わが国と基本的価値を共有し、G7などに おいて国際社会の問題に対し協調して取り組むパート ナーである。2020年に策定された「インド太平洋ガイ ドライン に基づき、インド太平洋地域への関与を強め ており、2021年にドイツ海軍フリゲートが日本に寄港 し、共同訓練などを行って以降、定期的に陸・海・空軍 を同地域へ派遣している。ドイツとの間では、日独防衛 装備品・技術移転協定、日独情報保護協定が締結されて おり、2024年7月には、日独ACSAが発効した。また、 日独 [2+2] が開催されるなど、ハイレベルを含む交流 が進展している。

## イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年10月、中谷防衛大臣は、ナポリで開催された G7国防相会合に際し、ピストリウス・ドイツ国防大臣 と会談を行い、同年8月の独海軍艦艇のインド太平洋地 域への展開に関し歓迎を述べるとともに、防衛協力を強 化していくため、サイバー・宇宙領域や防衛装備・技術 協力といった分野においても協力を促進し連携していく ことで一致した。

#### ウ 各軍種の取組

森下陸幕長は、2024年9月、マイス・ドイツ陸軍総 監とテレビ会談を行い、インド太平洋と欧州・大西洋の 安全保障が不可分との認識を共有するとともに、陸軍種 間における防衛協力・交流の進展や今後の方向性などを 意見交換した。また、同年11月、ドイツを公式訪問し、 マイス陸軍総監と会談を行い、中期的な日独防衛協力・ 交流を見据えたロードマップに合意・署名した。加えて、 2025年3月、訪日したマイス陸軍総監とともに、米第3 海兵機動展開部隊との共同訓練「アイアン・フィスト 25 を共同で視察するなど、法の支配に基づく自由で開 かれた国際秩序の維持・強化に向け協力していく認識を 共有した。

齋藤海幕長は、同年8月、カーク・ドイツ海軍総監を 公式招待し、日独連携強化に向けた防衛協力・交流の方 向性について意見交換し、今後、両国の緊密な関係をさ らに深化することで認識を共有した。

内倉空幕長とゲルハルツ・ドイツ空軍総監は、同年7 月、日独共同訓練「ニッポン・スカイズ」を視察し、それ ぞれF-15戦闘機とEF2000ユーロファイター戦闘機で 共同視察フライトを行い、空軍種間の信頼を醸成すると ともに、FOIPの実現のための防衛協力のさらなる深化 を図った。



ゲルハルツ空軍総監を迎える内倉空幕長(2024年7月)

#### (4) イタリア

#### ア イタリアとの防衛協力・交流の意義

イタリアは、G7の一員であり、基本的価値を共有す る戦略的パートナーである。イタリアとの間では、日伊 情報保護協定や日伊防衛装備品・技術移転協定の締結、 日伊防衛協力・交流に関する覚書、日伊ACSAへの署名 など、防衛協力を行っていくうえでの制度面の整備が進 んでいる。

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年6月、岸田内閣総理大臣(当時)は、G7プー リア・サミットに際し、メローニ・イタリア首相と懇談

第

3

章

第

を行った。両首脳は、今後の日伊協力の指針となる日伊 アクション・プランの発表を歓迎し、同アクション・プ ランを着実に行い二国間関係を強化していくことで一致 した。また、両首脳は、日伊ACSAの交渉を開始するこ とで一致するとともに、GCAPを含め、防衛分野におけ る両国の協力が飛躍的に進展していることを歓迎し、こ れをさらに強化していくことで一致した。

同年7月、木原防衛大臣(当時)は、ロンドンにおい て、クロセット国防大臣と会談した。両大臣は、日伊ア クション・プランの発表および日伊ACSAの交渉開始 で一致したことを歓迎するとともに、クロセット国防大 臣からイタリア軍艦艇のわが国への寄港や航空機の訪日 について説明があり、今後も防衛協力・交流のさらなる 深化に向け、一層緊密に連携していくことで一致した。

同年10月、中谷防衛大臣は、ナポリで開催されたG7 国防相会合に際し、クロセット国防大臣と会談を行い、 艦艇や航空機の寄港・寄航、共同訓練の着実な実施、イ タリアとして初となる 「瀬取り」を含む違法な海上活動 に対する警戒監視活動を行うなど、両国の防衛協力・交 流が深化していることを歓迎した。

同年11月、岩屋外務大臣とクロセット国防大臣の間 で日伊ACSAが署名され、署名後、両大臣は安全保障分 野における両国の協力について懇談を行った。

#### ウ 各軍種の取組

森下陸幕長は、2024年4月、マシエッロ・イタリア 陸軍参謀長とテレビ会談を行い、両国を取り巻く安全保 障環境について意見交換を行い、国際社会の平和と安定 のため陸軍種関係の強化が重要である旨一致した。また、 2025年1月、訪日したマシエッロ陸軍参謀長と懇談を 行い、空挺分野を主体とした交流を促進することで一致 した。

### (5) オランダ

#### ア オランダとの防衛協力・交流の意義

オランダは、わが国と400年以上の歴史的関係を有 し、基本的価値を共有する戦略的パートナーである。 2016年に署名された防衛協力・交流に関する覚書に基 づき、防衛当局間の関係をさらに強化することで一致し ている。

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年6月、木原防衛大臣(当時)は、シャングリラ 会合に際し、オロングレン・オランダ国防大臣(当時) と会談を行った。会談では、オランダの2021年のフリ ゲート艦の派遣など、インド太平洋への関心を強めてい ることを歓迎するとともに、引き続き、両国で多国間防 衛協力の枠組みやサイバーといった分野においても、緊 密に連携していくことで一致した。また、同月、オラン ダとして初となる 「瀬取り」を含む違法な海上活動に対 する警戒監視活動が行われた。

同年10月、中谷防衛大臣は、NATO国防相会合に際 し、ブレーケルマンス・オランダ国防大臣と会談を行い、 オランダのインド太平洋地域への関与強化を歓迎すると ともに、力や威圧による一方的な現状変更の試みに対し て一層連携を強化していくことや今後の防衛協力・交流 のさらなる強化について一致した。

#### ウ 各軍種の取組

吉田統幕長は、2025年1月、統幕長として初めてオ ランダを公式訪問し、エイヘルセイム・オランダ参謀総 長と会談を行い、インド太平洋と欧州・大西洋の安全保 障が不可分であるという認識を共有するとともに、今後 の二国間協力の方向性などについて意見交換を行った。

森下陸幕長は、2024年8月、スウィレンス・オラン ダ陸軍司令官とテレビ会談を行うとともに、同年11月、 オランダを公式訪問し、スウィレンス陸軍司令官と会談 を行い、日蘭防衛協力・交流を深化することで一致した。

#### (6) スペイン

スペインは、わが国と基本的価値を共有する戦略的 パートナーである。2014年に署名された防衛協力・交 流に関する覚書に基づき、防衛当局間の関係をさらに強 化することで一致している。

2024年10月、マドリードにおいて、第5回日スペイ ン防衛当局間協議が開催され、地域情勢や両国の防衛政 策などについて意見交換を行った。

#### (7) **NATO**

#### ア NATOとの防衛協力・交流の意義

NATOはわが国と基本的価値や戦略的利益を共有す North Atlantic Treaty Organizatiるパートナーである。

2022年6月に採択された「NATO戦略概念」におい

て、インド太平洋地域は、欧州・大西洋地域の安全保障 に直接的な影響を及ぼしうるNATOにとって重要な地 域であるとされ、日本、オーストラリア、ニュージーラ ンド、韓国などのインド太平洋地域のパートナーとの対 話および協力を強化することとされた。

また、2014年に「日・NATO国別パートナーシップ 協力計画8(IPCP) | が策定されて以来2度の改定を経て、 現下の国際安全保障環境を踏まえ、サイバー分野や偽情 報対策を含む情報戦、海洋安全保障など、幅広い分野で 日NATO間の実務的協力をさらに推進する観点から、 2023年7月、新たな協力文書である「日・NATO国別 適合パートナーシップ計画<sup>9</sup>(ITPP)」に合意した。日 NATOは、今後、ITPPに基づき、協力を一層深めていく ことが重要であるとの認識で一致している。

防衛省・自衛隊は、ITPPに基づき、女性・平和・安全 保障 (WPS) 分野における協力として、NATO本部に女 性自衛官を派遣するとともに、毎年、NATOジェンダー 視点委員会 (NCGP) 年次会合に職員が参加している。

現在は、国際機関/NGO協力幕僚として、NATO本 Non Governmental Organization 部軍事幕僚部協調的安全保障局 (NHQIMSCS) に自衛 NATO Headquarters International Military Staff, Cooperative Security Division 官を派遣し、NATOと国連、アフリカ連合 (AU)、欧州 安全保障協力機構 (OSCE)、NGO などとの協力案件の

調整業務に携わっている。

また、防衛省は、欧州連合軍最高司令部 (SHAPE)、 NATO海上司令部 (MARCOM) にもそれぞれ連絡官を NATO Allied Maritime Command 派遣<sup>10</sup>している。

■ 参照 I 部3章9節2項1 (NATO)

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年10月、中谷防衛大臣は、ブリュッセルで開催 されたNATO国防相会合にIP4(日豪韓ニュージーラン ド)として初めて招待され、インド太平洋地域をテーマ としたセッションに参加した。中谷防衛大臣は、欧州・ 大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分と述べ、わが 国を取り巻く地域情勢について共有するとともに、わが 国やIP4とNATOの連携強化を国際社会に向けて発信 し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・ 強化に向けて協力していく意思を示した。また、ルッ テ・NATO事務総長と会談を行い、ITPPに基づき、サイ バー、宇宙、戦略的コミュニケーションの分野や相互運 用性の向上に向けて、実務的な防衛協力を一層推進して いくことで一致した。



## G7国防相会合、NATO国防相会合への日本初参加について

2024年10月、中谷大臣はG7国防相会合・NATO 国防相会合に出席しました。

初開催となったG7国防相会合では、①中東、②アフ リカ、③インド太平洋、④ウクライナ、⑤防衛準備態 勢、に関する5つのセッションを通じ、各地域や国防 当局を取り巻く重要な課題について、有意義な議論を 行いました。G7国防相会合を通じて、G7として、イ ンド太平洋地域を含む国際社会全体の平和・安定・繁 栄のために全力で取り組んでいくというメッセージを、 国際社会に向けて発信することができました。

また、インド太平洋地域のパートナー国として、IP4 の4か国(日豪NZ韓)が初めて招待されたNATO国 防相会合では、インド太平洋地域の情勢を含む地域の 防衛・安全保障をめぐる情勢、NATOとIP4の今後の 協力などについて議論を行いました。NATO国防相会 合を通じて、欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障 は不可分であるとの認識を共有し、NATOとIP4が今 後も連携を強化していくことの重要性を確認すること ができました。

- 日NATO協力の一層の進展を目的として、ハイレベル対話の強化や防衛協力・交流の促進などの協力を推進する旨定めるとともに、実務的な協力の優先 分野を特定している。2020年6月にIPCPが改訂され、実務的な協力の優先分野として「人間の安全保障」が追加された。
- 新時代の挑戦に対応すべく、日NATO協力を新たな高みへと引き上げるために策定された日NATO間の新たな枠組み協力文書であり、2023年から 2026年の4年間を対象にしている。
- 10 NATO本部軍事幕僚部協調的安全保障局 (NHQIMSCS) には、IPCPの枠組みで2021年から自衛官を派遣、欧州連合軍最高司令部 (SHAPE) に は、日NATO防衛協力の一環で2017年から在ベルギー大使館(2025年1月よりNATO代表部)の防衛駐在官の職員の兼任により派遣、NATO海上司 令部 (MARCOM) には、改定IPCPの枠組みで2019年から在英国大使館の防衛駐在官の兼任により派遣している。



IP4国防相とルッテ・NATO事務総長 (2024年10月)

2025 年4月、中谷防衛大臣は訪日中のルッテ事務総 長と会談を行い、防衛省として「NATO対ウクライナ安 全保障支援・訓練組織 (NSATU) | への参加に向けて調 整していく旨伝達し、ルッテ事務総長から歓迎の意が示 され、今後もウクライナ支援を含め、協力を継続してい くことを確認した。

### ウ 各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年9月、ハワイで開催されたイ ンド太平洋参謀総長等会議 (CHOD)、2025年1月、ベ ルギーのNATO本部で開催されたNATO参謀総長等会 議、それぞれでバウアー・NATO軍事委員長(当時)と 懇談を行い、飛躍的に進展している日NATO防衛協力・ 交流を一層実効的なものにしていきたい旨強調するとと もに、欧州とインド太平洋地域の安全保障は不可分であ るとしたうえで、ITPPに基づき、FINATO防衛協力・ 交流を一層推進することで一致した。

#### (8) EU

#### ア EUとの防衛協力・交流の意義

EUは、自由・民主主義・法の支配といった基本的価 値を共有しており、2019年に「日EU戦略的パートナー シップ協定 | の暫定適用を開始して以降、安全保障・防 衛分野における協力を着実に発展させてきている。 2021年には、「インド太平洋戦略に関する共同コミュニ ケーション1、2022年3月には、パートナー国との海軍 演習や寄港・哨戒の頻度を向上させる方針を盛り込んだ 「戦略的コンパス | が発表されるなど、EUのインド太平 洋地域への関与が強化されているなか、防衛省・自衛隊 は、同地域へのEUのコミットメントが不可逆的なもの

になるよう、積極的かつ主体的に協力を進めている。

■ 参照 I 部3章9節2項2 (EU)

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年5月、芹澤防衛審議官(当時)は、ブリュッセ ルでEUが開催した「シューマン安全保障・防衛フォー ラム」に出席するとともに、サンニーノ欧州対外活動庁 事務総長への表敬を行った。

同年11月、中谷防衛大臣は、ボレルEU外務・安全保 障政策上級代表兼欧州委員会副委員長(当時)と会談を 行い、日EU間の防衛協力・交流について意見交換を実 施し、更なる防衛協力・交流の深化に向け、緊密に連携 することで一致した。

同月、外相級戦略対話に際し、「HEU安全保障・防衛 パートナーシップ | を公表した。本パートナーシップに おいて、わが国とEUは、海洋安全保障、宇宙、サイバー、 ハイブリッド脅威などの幅広い分野で協力を強化するこ ととしている。

#### ウ 各軍種の取組

派遣海賊対処行動水上部隊は、2023年に署名された 「日EU海賊対処共同訓練に係る取決」に基づき、EU海 上部隊 (EUNAVFOR) と連携強化を図っている。2024 年4月にEU海上部隊 (イタリア海軍) と、9月および 12月には、EU海上部隊 (スペイン海軍) と海賊対処共 同訓練を行った。



中谷防衛大臣とボレルEU上級代表 (当時) の会談 (2024年11月)

## 韓国

#### (1) 韓国との防衛協力・交流の意義

韓国は、国際社会における様々な課題への対応にパー

トナーとして協力していくべき重要な隣国である。安全 保障・防衛分野においても、北朝鮮の核・ミサイル問題 をはじめ、テロ対策や、大規模自然災害への対応、海賊 対処、海洋安全保障など、日韓両国を取り巻く安全保障 環境が厳しさと複雑さを増すなか、日韓の連携は益々重 要となっている。

### (2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年6月、木原防衛大臣(当時)は、シンガポール で開催されたシャングリラ会合に際し、前流に韓国国防 部長官(当時)と日韓防衛相会談を行い、日韓二国間の 安全保障協力は、日韓両国に裨益するものであるととも に、強固な日米韓安全保障協力の基礎となり、自由で開 かれたインド太平洋の実現のために不可欠であるとの認 識で一致した。また、防衛当局間の対話を活性化するた め、自衛隊-韓国軍のハイレベル交流の再開などで一致 し、今後の日韓安全保障協力の具体的内容について協議 を行っていくことで一致した。日韓防衛当局間の懸案に ついては、双方の海軍種を含む事務レベルでの協議の結 果、海幕長と韓国海軍参謀総長との間で、「洋上で不慮の 遭遇をした場合の行動基準 (CŪÊS) | の遵守、通信要領 などの現場における意思疎通の改善や中央レベルの意思 疎通の強化の内容を含む文書が作成されたことを踏ま え、両大臣は、事務レベルで確認された事項が行われ、 海自と韓国海軍の双方が、平時に海上で遭遇した場合に 安全を確保することで一致した。本会談を通じ、防衛 省・自衛隊としては、長年の懸案であった火器管制レー ダー照射事案11の再発防止および部隊の安全確保が図ら れたと判断しており、自由で開かれたインド太平洋の実 現のため、様々な分野において協力・交流を推進しつつ、 引き続き、日韓・日米韓安全保障協力を強化していく。

同年7月、木原防衛大臣(当時)は、韓国国防部長官と して約15年ぶりに訪日した 単国防部長官(当時)と会 談し、日韓防衛協力・交流を活性化させるため、①防衛 大臣間の相互訪問の活性化②幕僚長級の相互訪問再開③ 各軍種間の実務者協議の再開4円韓捜索・救難共同訓練 の再開を含む部隊間交流の活性化、に関し調整を行って いくとともに、共同で年間交流計画を作成することで一 致した。

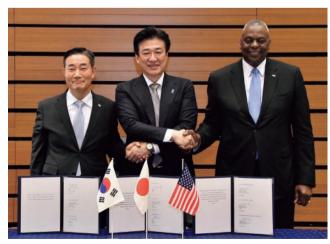
同年9月、鬼木防衛副大臣(当時)は、ソウルにおいて 開催されたソウル・ディフェンス・ダイアログに際し、 金龍顕韓国国防部長官(当時)を表敬し、日韓・日米韓 防衛協力推進の重要性を確認するとともに、引き続き、 これを強化していくことで一致した。

中谷防衛大臣は、同年10月のテレビ会談に続き、11 月のラオスにおける第11回拡大ASEAN国防相会議 談を行い、北朝鮮による弾道ミサイルの発射や、ロシア と北朝鮮の間の軍事協力の進展について、深刻な懸念を 表明するとともに、日韓両国で引き続き緊密に連携して いくことを確認した。同月、韓国合同巡航訓練戦団が約 6年ぶりに日本に寄港した。中谷防衛大臣は、入港歓迎 行事に参加するとともに、揚陸艦「マラド」に乗艦し、韓 国海軍関係者との懇談を行った。同月、中嶋防衛審議官 (当時)は、韓国を訪問し、金善鎬国防部次官との間で日 韓防衛次官級協議を実施し、引き続き、日韓・日米韓防 衛協力を強化していくことで一致した。

□ 参照 資料45 (最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績 (2021年度以降))

#### (3) 日米韓の協力関係

日米韓3か国は、インド太平洋地域の平和と安定に関 して共通の利益を有しており、機会をとらえて緊密な連 携を図っていくことが、北朝鮮への対応を含めた様々な 安全保障上の課題に対処するうえで重要である。



日米韓防衛相会談 (2024年7月)

<sup>11 2018</sup>年12月、能登半島沖(わが国排他的経済水域内)において警戒監視中の海自P-1哨戒機が韓国海軍駆逐艦から火器管制レーダーを照射され るという事案が発生した。詳細については、防衛省HPを参照(https://www.mod.go.jp/j/surround/radar/index.html)

章

2024年4月、テレビ会談により、第14回日米韓防衛 実務者協議 (DTT) を行った。協議では、北朝鮮のミサ イル警戒データのリアルタイム共有メカニズムおよび複 数年にわたる3か国の訓練計画の協力を通じて、日米韓 が過去1年間で安全保障協力を顕著に強化してきたこと を確認した。また、日米韓防衛相会談、日米韓防衛実務 者協議、日米韓参謀総長等会議など、3か国安全保障協 力の政策協議を制度化することで一致するとともに、3 か国の防衛当局者は、名称を付した複数領域における3 か国訓練の実施に関する進捗について歓迎した。

同年7月、木原防衛大臣(当時)は、オースティン米国 防長官(当時)、申国防部長官(当時)と日本で初開催と なる日米韓防衛相会談を開催した。会談では、地域の安 全保障に関する共通の課題について議論するとともに、 複数領域における初の日米韓共同訓練「フリーダム・ エッジ」が成功裏に終了したことを確認した。また、日 米韓3か国安全保障協力枠組み覚書12への署名を行い、 ハイレベル政策協議、北朝鮮ミサイル警戒データのリア ルタイム共有および共同訓練を含む3か国の安全保障協 力を、3か国が継続的に実施する意図を有することを確 認した。これにより、3か国の協力が名実ともに新たな 段階を迎えたことを確認した。

同年8月、岸田内閣総理大臣(当時)は、バイデン米大 統領(当時) および デ韓国大統領(当時) と共に、これま での日米韓協力の進展を記念する日米韓首脳共同声明を 発した。声明では、強固な日米同盟および米韓同盟に支 えられた安全保障協力を強化してきたこととともに、複 数領域における日米韓共同訓練「フリーダム・エッジ」



日米韓共同訓練「フリーダム・エッジ」(2024年6月)

の第1回目の実施、新たな日米韓3か国安全保障協力枠 組みへの署名などの3か国協力の成果が確認された。

同年9月、ソウルにおいて第15回日米韓防衛実務者 協議(DTT)を行い、7月に3か国の閣僚が署名した日 米韓安全保障協力枠組み覚書が、これまでの関係におけ る進捗を制度化し、体系的かつ安定的な形で3か国の安 全保障協力を追求する基礎となるとの見解を共有した。

さらに同年11月、石破内閣総理大臣は、バイデン米 大統領(当時)および尹韓国大統領(当時)と共に、日米 韓首脳共同声明を発した。声明では、引き続き3か国の 連携を堅持するとともに、同月2回目を実施した複数領 域における日米韓共同訓練「フリーダム・エッジ」の成 功が確認された。

#### (4) 各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年7月、わが国においてブラウ ン米統合参謀本部議長(当時)および金明秀韓国合同参 謀議長と日米韓参謀総長等会議を行った。会議では、北 朝鮮による挑発行為やインド太平洋地域における安全保 **障環境の懸念について認識を共有するとともに、同年6** 月に行われた複数領域における新たな日米韓共同訓練 「フリーダム・エッジ」の成果を共有し、朝鮮半島、イン ド太平洋およびそれを超えた地域の平和と安定を確保す るため、日米韓3か国の協力を引き続き強化することで 一致した。

また、日韓参謀長の会談では、同年5月の日韓首脳、 同年6月の日韓防衛相会談を受けて、両国の戦略環境認 識や防衛政策などを共有し、今後の日韓防衛協力の方向 性について認識を一致させるとともに、地域の平和と安 定、FOIPの実現のため、日韓・日米韓3か国で協力を進 めていくことで一致した。

森下陸幕長は、同年5月、ハワイで開催された太平洋 地上軍シンポジウム (LANPAC) に際し、フリン米太平 洋陸軍司令官(当時)、スチュアート豪陸軍本部長および が が安 注韓国陸軍参謀総長 (当時) とのパネルディスカッ ションを行い、厳しい安全保障環境および日米豪韓を始 めとした多国間連携の重要性について議論した。

齋藤海幕長は、同年11月、約6年ぶりに日本に寄港し た韓国合同巡航訓練戦団長の表敬を受け、同戦団の訪日

<sup>12</sup> 朝鮮半島、インド太平洋やそれを超えた地域における平和と安定に寄与するため、高級レベルでの政策協議、情報共有、3か国訓練および防衛交 流協力を含む、防衛当局間の3か国の安全保障協力を制度化するもの。

を歓迎するとともに、日韓協力の重要性について確認 し、地域の平和と安定のために、韓国海軍との連携を一 層強化することで一致した。

内倉空幕長は、同月、オルヴィン米空軍参謀総長と 李英秀韓国空軍参謀総長とのテレビ会談を行い、日米韓 空軍種間の共同訓練などに加え、様々な分野で協力して いくことを確認した。今後さらに3か国空軍種間の連携 を強化し、FOIPの実現のため取り組むことで一致した。

これらの日米韓共同訓練などは、地域における安全保 障上の課題に対応するための3か国協力を推進するもの である。また、共通の安全保障と繁栄を保護するととも に、ルールに基づく国際秩序を強化していくという日米 韓3か国のコミットメントを示すものである。

□ 参照 2章6節(日米共同訓練・演習など)、資料53(最近 の多国間ハイレベル交流の実績(2021年度以降)、資 料59 (多国間共同訓練の参加など (2021年度以降))

#### (5) 日韓GSOMIA について

北朝鮮をめぐる情勢がさらに深刻化していることを踏 まえ、北朝鮮の核・ミサイルに関する秘密情報の交換・ 共有のため、日韓の協力をさらに進めるべく、2016年 11月、日韓秘密軍事情報保護協定 (GSOMIA) を締結し た。これにより、日韓政府間で共有される秘密軍事情報 が適切に保護される枠組みが整備された。2019年8月 には、韓国政府から、この協定を終了させる旨の書面に よる通告があったが、同年11月、韓国政府から、同通告 の効力を停止する旨の通告があった。そして、2023年 3月に、韓国政府から終了通告を撤回し、同協定が効力 を有することを確認するとの正式通報があった。

## 5 カナダおよびニュージーランド

カナダおよびニュージーランドは、わが国と基本的価 値を共有し、また、テロ対策や「瀬取り」対応などの非伝 統的安全保障分野や国際平和協力活動を中心に、グロー バルな安全保障上の共通課題に取り組むための中核を 担っている。これらの国と防衛協力・交流を進展させる ことは、わが国がこうした課題に積極的に関与する基盤 を提供するものであり、わが国とカナダ、ニュージーラ ンドの双方にとって重要である。

□ 参照 4節 (同志国との訓練・演習など)、資料46 (最近の カナダ、ニュージーランドとの防衛協力・交流の主 要な実績(2021年度以降))、資料59(多国間共同訓 練の参加など(2021年度以降))

#### (1) カナダ

### ア カナダとの防衛協力・交流の意義

カナダは、G7に参加し、同じ太平洋国家であるとと もに、基本的価値を共有する戦略的なパートナーである。 2019年の防衛協力に関する共同声明や、円加ACSAの 発効など、日加防衛当局間の関係は、ここ数年で飛躍的 に深化してきた。

なお、カナダは2022年11月に「インド太平洋戦略」 を発表し、FOIPへの支持のためインド太平洋地域に派 遣する海軍艦艇を増加するなど、近年、同地域への関与 を強めている。

● 参照 I 部3章9節3項4(カナダ)

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

岸田内閣総理大臣(当時)は、2024年6月のG7プー リア・サミット、同年9月の国連総会の機会にトル ドー・カナダ首相(当時)と日加首脳会談を行った。ま た、石破内閣総理大臣は、同年11月のG20リオデジャ ネイロ・サミットの機会に日加首脳会談を行った。会談 では、中国を含むインド太平洋情勢について意見交換を 行い、核・ミサイル活動および拉致問題を含む北朝鮮へ の対応において、引き続き日加で緊密に連携していくこ とで一致した。また「自由で開かれたインド太平洋に資 する日加アクションプラン|(2022年発表)の着実な進 展を歓迎した。



カナダ海軍司令官とギフトを交換する齋藤海幕長(2024年11月)

章

第

木原防衛大臣(当時)は、2024年6月および9月にブ レア・カナダ国防大臣(当時)と会談を行った。会談で は、日加共同訓練や北朝鮮による「瀬取り」を含む違法 な海上活動に対する警戒監視活動における協力など、防 衛協力が着実に深化していることを歓迎するとともに、 両国は今後の共同訓練やNATOを通じた連携を含む防 衛協力・交流について意見交換し、さらなる深化に向け、 一層緊密に連携することで一致した。

2025年3月の日加外相会談では、情報保護協定が実 質合意に至ったことを歓迎した。

#### ウ 各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年9月、インド太平洋参謀総長 等会議 (CHOD) に際し、カリニャン・カナダ参謀総長 と懇談を行い、カナダ軍との連携は、インド太平洋地域 の平和と安全に大いに寄与するものであるとして、 FOIPの実現に向け、防衛協力・交流を一層強化するこ とで一致した。

森下陸幕長は、同年6月、カナダを訪問し、ポール・カ ナダ陸軍司令官(当時)との懇談や部隊訪問を行った。 懇談では、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を 維持するため、両国陸軍種間の関係強化を進めていくこ とで一致した。陸自とカナダ陸軍は、2023年以来、日米 共同指揮所演習 「ヤマサクラ」へのカナダ陸軍のオブザー バー参加や空挺部隊間の交流など、近年関係を強化して おり、多層的な交流を通じ、関係強化を推進している。

齋藤海幕長は、同年11月、訪日したトップシー・カ ナダ海軍司令官と懇談を行い、カナダ海軍艦艇がわが国 周辺での活動を通じてFOIPの実現に貢献していること を踏まえ、両国の緊密な関係を一層深化することの重要 性について一致した。

#### (2) ニュージーランド

### ア ニュージーランドとの防衛協力・交流の意義

ニュージーランドは、わが国と基本的価値を共有して おり、戦略環境が厳しさを増すインド太平洋地域におい て、重要な戦略的協力パートナーである。防衛当局間に おいても、ハイレベル交流や共同訓練、部隊間交流など を活発に行っている。

2024年6月の日ニュージーランド首脳会談では、情 報保護協定の交渉が実質合意に至ったことを歓迎すると ともに海洋安全保障分野を含む二国間・多国間の活動や 演習における更なる協力を行い、ACSAに関する議論を 加速させることで一致した。

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年6月、木原防衛大臣(当時)は、シャングリラ 会合において、コリンズ・ニュージーランド国防大臣と 会談した。会談では、2023年6月に両国が署名した「太 平洋島嶼国地域における海洋安全保障、人道支援・災害 救援および気候変動における防衛協力に関する意図表明 文書 | に基づき、太平洋島嶼国地域における防衛協力・ 交流を一層推進することで一致した。

2024年11月、中谷防衛大臣は、ADMMプラスに際 し、コリンズ国防大臣と会談を行い、ニュージーランド が、北朝鮮による「瀬取り」を含む違法な海上活動に対す る警戒監視活動のための艦船派遣を初めて行ったこと、 また、その機会を捉え、海自との間で初めての二国間共 同訓練が行われたことを歓迎した。両国は、FOIPの実現 に向け、インド太平洋地域の安全保障推進のため、防衛 協力・交流を発展させていくことで一致した。

#### ウ 各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年9月、ハワイで開催されたイ ンド太平洋参謀総長等会議 (CHOD) に際し、デイヴィー ズ・ニュージーランド国防軍司令官と懇談を行い、幕僚 協議開催に至り、実務レベルにおける両国の防衛協力の 進展を再確認するとともに、南西太平洋地域が抱える 様々な課題の解決などに向け、防衛協力を推進すること で一致した。

森下陸幕長は、同年9月、豪陸軍主催陸軍参謀長シン ポジウム (CAS) に際し、キング・ニュージーランド陸 軍本部長と今後の防衛協力に向けた懇談を行った。陸自 は、ニュージーランド陸軍主催のトロピック・トワイラ イト演習へのオブザーバー参加など陸軍種の関係を強化 している。

齋藤海幕長は、同年11月、テレビ会談にて、ゴルディ ング・ニュージーランド海軍本部長と懇談を行い、両国 艦艇の相互訪問、部隊間・人的交流など、安全保障・防衛 協力における関係強化をさらに推進することで一致した。

## 6 北欧・バルト諸国

#### (1) スウェーデン

#### ア スウェーデンとの防衛協力・交流の意義

スウェーデンとは、2022年12月には、北欧諸国で初 となる防衛装備品・技術移転協定が締結されるなど、防 衛協力・交流を進めている。また、近年、NATOとわが 国の関係が強化されていることから、2024年にNATO への新規加盟を果たしたスウェーデンとの防衛協力・交 流の進展が見込まれる。

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年7月、木原防衛大臣(当時)は、ストックホル ムにおいてヨンソン・スウェーデン国防大臣と会談を行 い、スウェーデンのNATO正式加盟に対し支持を表明 するとともに、ハイレベルでの交流や防衛装備・技術協 力、ウクライナ支援やNATOを通じた協力などを含む、 さらなる防衛協力・交流を推進していくことで一致し、 日スウェーデン関係の深化に向けて、引き続き緊密に連 携することを確認した。

同年12月、石破内閣総理大臣は、訪日中のクリステ ション・スウェーデン首相と会談を行い、わが国とス ウェーデンとの間の戦略的パートナーシップに関する共 同声明を発出した。両国は、安全保障分野での協力につ いて、防衛装備品・技術移転協定を踏まえ、両国間で防 衛装備・技術協力を具体化していくことを確認した。

同月、中谷防衛大臣は、訪日中のヨンソン国防大臣と 会談を行い、両大臣は、ハイレベルや実務者レベルでの 交流や、防衛装備・技術協力、NATOを通じた協力など を含む、さらなる防衛協力・交流を推進していくことで 一致した。

#### (2) デンマーク

#### ア デンマークとの防衛協力・交流の意義

デンマークは、基本的価値を共有する戦略的パート ナーであり、ハイレベルの会談や研究交流などの防衛交 流を積み重ねている。

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年、岸田内閣総理大臣(当時)は、訪日したフレ デリクセン・デンマーク首相と会談を行った。会談では、 欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障が不可分である

ことを認識したうえで、二国間および多国間の安全保障 協力の一層の強化に向けて取り組むことで一致した。ま た、防衛当局間の協議の実施、海洋安全保障分野におけ る協力の維持・発展について一致した。

#### ウ 各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年9月、コペンハーゲンにおい て、ハイルドガード・デンマーク国防軍参謀総長と初の 会談を行った。会談では、欧州・大西洋地域とインド太 平洋地域の安全保障が不可分であり、両地域の課題に相 互に関与していく必要があることを確認するとともに、 両国のハイレベル・部隊間交流などさらなる連携強化で 一致した。

#### (3) ノルウェー

#### ア ノルウェーとの防衛協力・交流の意義

ノルウェーは、わが国と長い友好の歴史を有する価値 や原則を共有する戦略的パートナーであり、2023年に 日本とノルウェーとの間の戦略的パートナーシップを表 明している。わが国は、F-35A戦闘機に搭載するスタン ド・オフ・ミサイルであるJSMをノルウェーから取得 している。

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年9月、木原防衛大臣(当時)は、訪日中のグラ ム・ノルウェー国防大臣と会談を行い、英国空母打撃群 の一員として、ノルウェーからフリゲート艦がインド太 平洋地域に初めて派遣されることを歓迎した。また、両 国は、日ノルウェー防衛装備・技術協力に関する覚書に 署名し、防衛協力・交流のさらなる深化に向け、一層緊 密に連携していくことで一致した。

#### (4) フィンランド

#### ア フィンランドとの防衛協力・交流の意義

フィンランドは、価値や原則を共有する戦略的パート ナーであり、2019年に日フィンランド防衛協力・交流 に関する覚書に署名している。また、近年、NATOとわ が国の関係が強化されていることから、2023年に NATOへ新規加盟を果たしたフィンランドとの防衛協 力・交流の進展が見込まれる。

第 3

章

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年9月、木原防衛大臣(当時)は、訪日中のハッ カネン・フィンランド国防大臣と会談行い、「日フィン ランド防衛協力・交流の覚書」に基づき、様々な分野に おいて、防衛協力・交流が発展していることを歓迎し、 防衛装備移転および情報保護の枠組みの構築に向けた検 討を進めるために協力していくことを確認した。また、 ハッカネン国防大臣は、鬼木防衛副大臣(当時)ととも に、横須賀に停泊中の護衛艦「いずも」を視察し、欧州・ 大西洋とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認 識を共有した。

同年12月、石破内閣総理大臣は、訪日中のオルポ・ フィンランド首相と会談を行い、安全保障分野での協力 を促進することで一致し、防衛装備品・技術移転協定の 交渉開始を歓迎した。



護衛艦「いずも」を視察するハッカネン・フィンランド国防大臣と 鬼木防衛副大臣(当時)(2024年9月)

#### (5) エストニア

#### ア エストニアとの防衛協力・交流の意義

エストニアは、基本的価値を共有するパートナーであ る。世界有数のIT立国として先進的な取組を行ってお り、防衛省・自衛隊との間でサイバー防衛分野における 協力が進展している。また、国内にNATOサイバー防衛 協力センター (CCDCOE) を擁するなど、FINATO協 力の観点からも重要な役割を担っている。

これまで、在フィンランド防衛駐在官がエストニアを 兼轄していたところ、2025年3月より、新たに防衛駐 在官を派遣している。

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年4月、三宅防衛大臣政務官(当時)は、エスト ニア国防省を訪問し、ペフクル・エストニア国防大臣を 表敬し、ウクライナ支援のための「ITコアリションI<sup>13</sup>を 通じた連携を含む両国間の防衛協力・交流の推進や地域 情勢などについて議論した。また、ヘレム・エストニア 国防軍司令官と会談を行い、ウクライナ情勢を含む地域 情勢について意見交換を行った。

2025年1月、中谷防衛大臣は、訪日中のペフクル国 防大臣と会談し、ハイレベルや実務者レベルでの交流、 サイバー分野における協力、防衛装備・技術協力、 NATOを通じた協力などを含む、さらなる防衛協力・交 流を推進していくことで一致した。

#### (6) ラトビア

#### ア ラトビアとの防衛協力・交流の意義

ラトビアは、価値や原則を共有するパートナーである。 欧州とインド太平洋の安全保障は不可分という認識が同 志国間で広がるなか、FOIPの実現に向けた連携やEU、 NATOなどを诵じた協力が重要となってきている。

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年4月、三宅防衛大臣政務官(当時)は、ラトビ ア国防省を訪問し、スプルーズ・ラトビア国防大臣を表 敬し、地域情勢や防衛協力・交流について意見交換を行 い、引き続き緊密に連携していくことで一致した。

#### (7) リトアニア

#### ア リトアニアとの防衛協力・交流の意義

リトアニアは、戦略的パートナーであり、法の支配に 基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け、連 携を深めている。また、2023年10月、日リトアニア防 衛協力・交流に関する覚書に署名した。

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年4月、三宅防衛大臣政務官(当時)は、トムク ス・リトアニア国防副大臣(当時)と会談を行い、ウク ライナ支援のための [地雷除去コアリション] 14 を通じた 連携やサイバー分野における協力を含め、引き続き両国

<sup>13</sup> エストニア共和国、ルクセンブルク大公国、ウクライナの3か国の主導により、2023年6月に立ち上げが表明されたIT支援のための多国間枠組み。

<sup>14</sup> リトアニア共和国、アイスランドの2カ国の主導により、2023年6月に立ち上げが表明された地雷除去支援のための多国間枠組み。

の防衛協力・交流を推進していくことで一致した。また、 メイルーナス・リトアニア外務副大臣 (当時) とも会談 し、両者は、地域情勢や二国間の協力・交流について意 見交換を行った。

同年6月、木原防衛大臣(当時)は、シャングリラ会合 に際し、カシュウナス・リトアニア国防大臣(当時)と 会談を行い、2023年に締結された日リトアニア防衛協 力・交流に関する覚書に基づき、両国の防衛協力・交流 の強化を図るとともに、サイバー防衛協力やウクライナ 支援を通じた連携について意見交換し、一層の関係深化 に向けて、緊密に連携していくことで一致した。

2025年1月、吉田統幕長は、NATO参謀総長等会議 に際し、ヴァイクシュノラス・リトアニア国防参謀長と 初の懇談を行った。両者は、訓練・演習、サイバー分野 での協力など、日リトアニア防衛協力の発展・深化につ いて意見交換した。

同年2月、小林防衛大臣政務官は、ミュンヘン安全保 障会議の際にシャカリエネ・リトアニア国防大臣を表敬 し、ウクライナ支援のための地雷除去コアリションを通 じた連携を含む日リトアニア防衛協力・交流について意 見交換を行った。

□ 参照 資料44 (最近の欧州諸国との防衛協力・交流の主要 な実績(2021年度以降)



シャカリエネ・リトアニア国防大臣へ表敬する小林防衛大臣政務官 (2025年2月)

## 中東欧諸国

### (1) ウクライナ

### ア ウクライナとの防衛協力・交流の意義

ウクライナは、自由、民主主義、法の支配といった基 本的価値を共有するパートナーである。同国との間では、 2018年、日ウクライナ防衛協力・交流に関する覚書に 署名したほか、日ウクライナ安全保障協議を開催した。

2022年2月に開始されたロシアによるウクライナ侵 略は、ウクライナの主権および領土一体性を侵害し、武 力の行使を禁ずる国連憲章を含む国際法の深刻な違反で



## 防衛省によるウクライナ支援の実績

2022年以降、防衛省・自衛隊は、「今日のウクライ ナは明日の東アジアかもしれない」という認識の下、 平和秩序を守り抜くため、国際社会と結束しつつ、こ れまで様々な支援を行ってきました。

侵略開始直後から、防弾チョッキ、防護マスク、防 護衣、車両、小型ドローン、非常用糧食などの非殺傷 の装備品などを速やかに提供してきました。2025年4 月時点で、合計107台の自衛隊車両および約19万食の 非常用糧食を提供し、現在も自衛隊車両の追加提供を 行っているところです。

また、2022年5月上旬から6月末にかけて、国連難 民高等弁務官事務所 (UNHCR) からの要請を踏まえ、 航空自衛隊のC-2輸送機などにより、UNHCRの倉庫が あるドバイからウクライナ周辺国(ポーランドおよび ルーマニア)まで、人道救援物資の空輸支援も行いま

した。

● 2023年6月以降には、白衛隊中央病院において、□ シアによる攻撃で足を失ったウクライナ負傷兵に対す る義足の提供やリハビリを実施しています。これまで8 名を受入れ、うち6名が既に退院し、ウクライナへ帰 国しました。

さらに、他国と連携した支援も行っています。2022 年以降、米国防総省が主催する多国間会議「ウクライ ナ防衛コンタクトグループ」へ出席し、各国とウクラ イナ支援に関する情報共有などを行うことで、連携を 図っています。また、多国間の支援枠組である「地雷 除去コアリション」、「ITコアリション」にも参加して おり、今後、ウクライナ軍の能力向上を目的とした教 育支援などを行う予定です。

章

第

あるとともに、国際秩序の根幹を揺るがすものであり、 断じて認められない。こうした立場のもと、わが国は、国 際社会と結束し、断固たる決意で対応に当たっている。

2024年6月、岸田内閣総理大臣(当時)は、イタリア において、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と首脳会談 を行い、「日本国政府とウクライナとの間のウクライナ への支援及び協力に関するアコード」に署名した。また、 同年11月、安保・防衛分野において独自の経験と知見 を有するウクライナとの間で情報共有の拡大・促進を進 めるため、駐ウクライナ日本国大使とウクライナ保安庁 第一副長官との間で日ウクライナ情報保護協定の署名が 行われた。



円ウクライナ防衛相会談 (2024年10月)

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

ロシアによるウクライナ侵略後、ウクライナ政府から 装備品などの提供要請を受け、2022年3月以降、防弾 チョッキ、防護マスク、防護衣、車両、小型のドローン、 非常用糧食など非殺傷の物資の提供を順次行っている。

2023年5月、G7広島サミットに際し行われた日ウ クライナ首脳会談に基づき、同月、費用を原則日本側が 負担するかたちで、下腿切断 (膝から下の足が切断され た状態) のウクライナ負傷兵2名を自衛隊中央病院に受 け入れして以降、2025年3月現在で合計8名の負傷兵 を受け入れてきた。また、2023年6月から、約3万食の 非常用糧食および自衛隊車両 (小型トラック、高機動車、 資材運搬車) 合計101台を追加提供し、2024年3月、 予定された自衛隊車両の国外への発送を完了した。さら に、2025年2月に、自衛隊車両6台を追加発送し、同年

4月に発送を完了した。

木原防衛大臣(当時)は、2024年4月のテレビ会談に て、また、同年6月のシャングリラ会合に際し、ウメロ フ・ウクライナ国防大臣と会談した。会談では、ロシア によるウクライナ侵略を断固として非難するとともに、 力による一方的な現状変更は断じて認められず、国際社 会と結束して断固たる決意で対応する旨、述べた。

同年10月、中谷防衛大臣は、NATO国防相会合に際 し、ウメロフ国防大臣と会談し、防衛省・自衛隊として、 ウクライナへの自衛隊車両の追加提供を行うことを決定 した旨伝えた。ウメロフ大臣から、防衛省・自衛隊によ る継続的な装備品の提供および負傷兵の受入れなどにつ いて、改めて深い謝意が述べられた。

防衛省は、米国防省主催のウクライナ防衛コンタクト グループに定期的に参加し、ウクライナへの支援に関す る情報共有など、参加国との連携を図っている。

#### (2) チェコ

### ア チェコとの防衛協力・交流の意義

チェコは、価値と原則を共有する戦略的パートナーで ある。2017年に中東欧諸国との間では初となる防衛協 力・交流に関する覚書が署名された。また、国家防衛戦 略では、チェコを含む中東欧諸国との連携を強化してい くことが明記されている。

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年11月、石川防衛装備庁長官は、英国国際戦略 研究所 IISS が主催する第1回プラハ・ディフェンス・サ ミット 15 に参加し、欧州・大西洋とインド太平洋の安全 保障の不可分性や防衛生産・技術基盤の強化に向けた同 盟国・同志国との連携の重要性について言及した。

### (3) ポーランド

#### ア ポーランドとの防衛協力・交流の意義

ポーランドは、価値と原則を共有する戦略的パート ナーである。同国との間では、戦略的パートナーシップ に関する行動計画に基づき、政治・安全保障の分野を含 めた協力が進められている。2022年には、日ポーラン

<sup>15</sup> 欧州・大西洋における防衛力向上について、技術革新や調達などの観点から議論する国際会議として、本年初めてプラハ(チェコ)で開催。欧州・ 大西洋地域を中心とする防衛・安全保障当局や企業幹部などが参加。

ド防衛協力・交流に関する覚書が署名された。また、国 家防衛戦略では、ポーランドを含む中東欧諸国との連携 を強化していくことが明記されている。

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年6月、木原防衛大臣(当時)は、訪日中のクク ワ・ポーランド参謀総長からの表敬を受け、ウクライナ 支援の拠点として重要な役割を果たすポーランドの取組 に敬意を表するとともに、ハイレベル交流の進展など、 両国の連携強化を推進する旨述べた。また、2025年2 月には、シコルスキ・ポーランド外務大臣とザレフス キ・ポーランド国防副大臣が中谷防衛大臣を表敬すると ともに、同国防副大臣と本田防衛副大臣が日ポーランド 防衛副大臣会談を行い、日ポーランド関係の一層の強化 に向けて引き続き緊密に連携することを確認した。



ザレフスキ・ポーランド国防副大臣と会談する本田防衛副大臣 (2025年2月)

### ウ 各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年6月、ククワ参謀総長を公式 招待し、会談を行った。会談では、戦略環境認識や防衛 政策などを共有し相互理解を促進するとともに、欧州と インド太平洋地域の安全保障は不可分であり、力による 一方的な現状変更を断じて許さないという意思のもと で、両国間の連携を強化していくことで一致した。

#### (4) ルーマニア

#### ア ルーマニアとの防衛協力・交流の意義

ルーマニアは、戦略的パートナーであり、ロシアによ るウクライナ侵略など、厳しさを増す安全保障環境を受 け、両国間における安全保障分野での対話を強化するこ ととしている。

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年6月、三宅防衛大臣政務官(当時)は、ルーマ ニア・日本友好議員連盟訪問団一行による表敬を受け、 両者は、地域情勢や防衛協力・交流について意見交換を 行い、引き続き緊密に連携していくことで一致した。

同年10月、第3回日ルーマニア防衛当局間協議がブ カレストで開催され、地域情勢や両国の防衛政策などに ついて意見交換を行った。

2025年2月、本田副大臣は、ティンカ・ルーマニア 外務次官による表敬を受け、二国間の防衛協力・交流お よびNATOを通じた協力について意見交換を行った。

□ 参照 資料 44 (最近の欧州諸国との防衛協力・交流の主要 な実績 (2021年度以降)

## 東南アジア諸国(ASEAN諸国)

### (1) ASEAN諸国との防衛協力・交流の意義

ASEAN諸国は、高い経済成長を続けるなど、世界の 「開かれた成長センター」としての高い潜在性を有して いる。また、わが国のシーレーンの要衝を占めるなど戦 略的に重要な地域に位置し、わが国および地域全体の平 和と繁栄の確保に重要な役割を果たしている。

こうしたASEAN諸国の重要性を踏まえれば、防衛 省・自衛隊が、地域協力の要となるASEANの中心性・ 一体性・強靱性の強化を支援しつつ、ASEAN諸国それ ぞれとの間で防衛協力・交流を強化することは、FOIP の実現において大きな意義を有する。また、わが国に とって望ましい安全保障環境を創出することにもつなが るものである。

わが国は、このような考えに基づき、ASEAN諸国と の間でハイレベル・実務者レベル交流を通じ、信頼醸成 や相互理解の促進を行っている。また、能力構築支援や 共同訓練、防衛装備・技術協力などを推進している。さ らに、二国間協力に加え、拡大ASEAN国防相会議 (ADMMプラス) やASEAN地域フォーラム (ARF) と いった多国間の枠組みでの協力も行っている。

わが国が2016年に日ASEAN防衛協力の指針として 表明した「ビエンチャン・ビジョン」は、ASEAN全体へ の防衛協力の方向性について、透明性をもって重点分野 の全体像を初めて示したものであった。また、2019年 に開催された第5回日ASEAN防衛担当大臣会合におい て、河野防衛大臣(当時)は「ビエンチャン・ビジョン

章

2.01を発表し、ASEAN各国の大臣から歓迎の意が示さ れた。

2023年11月、インドネシアで行われた第8回日 ASEAN 防衛担当大臣会合において、木原防衛大臣(当 時)は、ASEANが提唱する「インド太平洋に関する ASEANアウトルック (AOIP)」とFOIPは、開放性、透 明性、ルールに基づく枠組みなど本質的な原則を共有し ていることを確認するとともに、日ASEANの防衛協力 を新たな段階に進めるため、「防衛協力強化のための日 ASEAN大臣イニシアティヴ (JASMINE:ジャスミン)]

Japan-ASEAN Ministerial Initiative for Enhanced Defense Cooperation を提示した。

防衛省としては、こうした二国間・多国間の協力を今 後も積極的に推進する考えである。

□ 参照 3項(多国間安全保障協力の推進)、4項(能力構築支 援への積極的かつ戦略的な取組)、4節(同志国との 訓練・演習など)、資料47 (最近のASEAN諸国との 防衛協力・交流の主要な実績(2021年度以降))、資 料53 (最近の多国間ハイレベル交流の実績(2021 年度以降)、資料57 (ビエンチャン・ビジョン2.0)、 資料58 (防衛協力強化のための日ASEAN大臣イニ シアティヴ (ジャスミン))、資料59 (多国間共同訓 練の参加など (2021年度以降))

### (2) インドネシア

#### ア インドネシアとの防衛協力・交流の意義

インドネシアは、ASFANでリーダーシップを発揮す る域内の大国であり、わが国と基本的価値を原則共有す る包括的・戦略的パートナーである。 マラッカ海峡など 海上交通の要衝に位置し、2015年の日インドネシア首 脳会談において、海洋と民主主義に支えられた戦略的 パートナーシップの強化で一致して以降、日インドネシ ア [2+2] を開催するなど、様々なレベルと分野で防衛 協力・交流が活発に行われている。

2021年に防衛装備品・技術移転協定を締結するとと もに、同年の「2+2」において、海洋監視・海上法執行 の能力向上や漁業監視船供与などの海洋協力の強化、 スールー・セレベス海周辺地域における協力強化で一致 した。

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年4月、木原防衛大臣(当時)は、訪日中のプラ ボウォ・インドネシア国防大臣(当時)と会談を行い、 共同訓練や拡大ASEAN国防相会議などを含む二国間お

よび多国間の防衛協力・交流について意見交換を行い、 引き続き強化していくことで一致した。

同年4月、防衛省は、インドネシア国防省語学教育訓 練センターにおける日本語教育コースを強化するため、 日本語講師を派遣し、11か月にわたり日本語教育の指 導を行い、日本語教育と教授法の研修などを行った。同 年7月、能力構築支援事業として同センター教官らを招 へいした。

同年11月、石破内閣総理大臣は、APEC首脳会議に際 し、プラボウォ・インドネシア大統領と懇談し、法の支 配に基づく自由で開かれたインド太平洋の実現に向け、 インドネシアとの連携を重視しており、防衛装備移転を 始めとする安全保障協力を具体的に進めたい旨述べた。

2025年1月、中谷防衛大臣は、シャフリィ・インド ネシア国防大臣と会談を行い、防衛装備・技術協力を含 む両国の海洋安全保障に関する防衛実務者間の協議を立 ち上げることで一致した。

同年1月、石破内閣総理大臣はインドネシアを訪問し、 プラボウォ大統領と会談を行い、年内に「2+2」を開催 することで一致するとともに、防衛実務者間の協議立ち 上げおよびOSAによる高速警備艇の供与に関する交換 公文署名を歓迎した。また、防衛大学校などへの留学生 受入れや佐官級交流を通じた人的ネットワーク形成の重 要性を確認した。

#### ウ 各軍種の取組

森下陸幕長は、2024年9月、米・インドネシア軍な どとの実動訓練「スーパー・ガルーダ・シールド」の視 察に際し、マルリ・インドネシア陸軍参謀長と懇談を行 い、陸軍種間で一層の関係強化を図っていくことで一致 した。

陸自は、同年11月、HA/DR分野の能力構築支援事業 として、災害対処にかかる方面隊実動演習「みちのく ALERT (アラート) 2024 にインドネシア軍関係者を招 へいし、自衛隊と地方自治体の連携などについて同軍関 係者の理解を深めた。

内倉空幕長は、同年12月、訪日したトニー・インド ネシア空軍参謀長と会談を行い、日尼空軍種間の防衛協 力・交流などに関する意見交換を行った。

#### (3) カンボジア

#### ア カンボジアとの防衛協力・交流の意義

カンボジアは、1992年にわが国として初めて国連 PKOに自衛隊を派遣した国である。また、2013年から Peacekeeping Operations 能力構築支援を開始するなど、両国間での防衛協力・交流は着実に進展している。

### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年8月、木原防衛大臣(当時)は、ティア・セイハー・カンボジア副首相兼国防大臣と会談を行い、両国関係が「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げされたことを歓迎し、安全保障分野を含めて日カンボジアの協力関係がさらに強化されることへの期待を示した。

2025年4月、海自の艦艇が外国艦艇として初めて改修後のカンボジア・リアム港に寄港した。

#### ウ 各軍種の取組

森下陸幕長は、2024年7月の公式招待、8月フィジーで開催されたインド太平洋地域陸軍管理セミナー (IPAMS) のそれぞれにおいてマオ・ソパン・カンボジ Indo-Pacific Army Management Seminar ア陸軍司令官と懇談を行い、戦略環境認識を共有するとともに、今後の陸軍種間協力について意見交換した。

陸自は、同年12月から2025年2月にかけて、カンボジア王国軍に対し、PKO(施設)分野に関する能力構築支援事業を行った。

#### (4) シンガポール

## ア シンガポールとの防衛協力・交流の意義

シンガポールは、2009年に東南アジア諸国の中で最初に、わが国との間で防衛交流に関する覚書(2022年改定)に署名した国である。以後、この覚書に基づき、各種協力関係が着実に進展しており、2023年には、防衛装備品・技術移転協定が発効した。

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年6月、木原防衛大臣(当時)は、シャングリラ会合に際し、ウン・シンガポール国防大臣と会談を行い、二国間防衛協力に加え、シンガポールが同年夏頃から2027年までASEANの対日調整国を担うことも踏まえ、日ASEANとの防衛協力の強化について議論し、防衛協力・交流を強化していくことで一致した。

#### ウ 各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年9月、インド太平洋参謀総長等会議(CHOD)に際し、ベン・シンガポール国軍司令官と懇談を行い、同年2月の第9回幕僚協議で合意された「デジタル分野を中心とした協力」を引き続き深化させていくことで一致した。

森下陸幕長は、同年10月、公式招待したネオ・シンガポール陸軍司令官(当時)と懇談を行い、戦略環境認識を共有するとともに、今後の陸軍種間協力について意見交換した。

#### (5) タイ

タイとの間では、早くから防衛駐在官の派遣や防衛当局間協議を開始するなど、伝統的に良好な関係のもと、長きにわたる防衛協力・交流の歴史を有している。また、防衛大学校において、1958年に初めて外国人留学生として受け入れたのがタイ人学生であり、その累計受入れ数も最多となっている。

2022年5月、防衛装備品・技術移転協定が発効する とともに、同年11月、両国の関係を包括的戦略的パートナーシップに格上げし、両国の安全保障協力深化に向けた協議を加速させている。

#### イ 各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年9月、インド太平洋参謀総長等会議(CHOD)に際し、ティティチャイ・タイ統合参謀長と懇談を行い、両者は同年2月から3月にかけて行われた多国間共同訓練「コブラ・ゴールド24」や、同年4月に行われた護衛艦「むらさめ」のタイへの寄港・親善訓練の実施などに触れ、今後さらに両国の連携を強化していくことで一致した。

森下陸幕長は、同年5月、ハワイで開催された太平洋 地上軍シンポジウム (LANPAC) 2024に際して、チャ ルーンチャイ・タイ陸軍司令官 (当時) と懇談を行い、引 き続き、陸軍種間で関係を強化していくことで一致した。

#### (6) フィリピン

## ア フィリピンとの防衛協力・交流の意義

フィリピンは、南シナ海やルソン海峡といったわが国にとって重要なシーレーンに面しており、フィリピンとの連携および同国の沿岸監視能力や海洋状況把握(MDA)能力の強化は、これらのシーレーンの安全を確Maritime Domain Awareness

童

保するうえで重要である。米国の同盟国でもあるフィリ ピンとの間では、ハイレベル交流のほか、艦艇の訪問や 防衛当局間協議をはじめとする実務者交流、軍種間交流 が頻繁に行われている。

2016年の防衛装備品・技術移転協定の発効以降、中 古装備品の無償譲渡や警戒管制レーダーの移転などの防 衛装備・技術協力や政府安全保障能力強化支援<sup>16</sup> (OSA) に基づく協力が進展している。

2022年には、日比間で初めてとなる [2+2] を行い、 相互訪問や後方支援分野における物品・役務の相互提供 を円滑にするための枠組みについて、検討を開始するこ とで一致した。また、2023年2月には、「防衛省とフィ リピン国防省との間のフィリピンにおける自衛隊の人道 支援・災害救援活動に関する取決め<sup>17</sup> が署名されたほ か、同年11月にはRAAの交渉の開始が決定され、 2024年7月に署名されるなど、両国の安全保障協力は 着実に深化している。

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年4月、岸田内閣総理大臣(当時)は、米国にお いて日米比首脳会談を行い、3か国の首脳は、防衛当局 間協議や共同訓練などを通じた安全保障・防衛協力を引 き続き強化していくことで一致した。

2024年7月、木原防衛大臣(当時)および上川外務大 臣(当時)は、テオドロ国防大臣およびマナロ・フィリピ ン外務大臣と、マニラにおいて第2回日・フィリピン外



日比 [2+2] (2024年7月)

務・防衛閣僚会合([2+2])を行った。両国は、東シナ 海・南シナ海情勢について、カ又は威圧による一方的な 現状変更の試みへの強い反対を表明した。特に、最近の セカンド・トーマス礁における危険な活動を始め、地域 の緊張を高める行為に対する深刻な懸念を共有し、国連 海洋法条約を始めとする国際法の遵守を求めていくこと ともに、北朝鮮をめぐる最新の情勢について意見交換 し、引き続き連携していくことで一致した。加えて、この 際に署名した日比RAAを新たな基盤とした両国の部隊 間の交流や協力、防衛装備・技術協力やOSAを含む能 力構築における協力の継続・強化、経済安全保障やサイ バーセキュリティ、海洋、WPSの視点も踏まえたミンダ ナオ和平支援といった分野における協力の継続・強化に ついて確認し、日米比および日米豪比を含む同盟国・同 志国との重層的な協力を構築していくことを確認した。

同年11月、中谷防衛大臣は、ADMMプラスに際し、 テオドロ国防大臣と会談を行ったほか、初となる日米豪 比韓5か国による防衛相会談を行い、5か国の間で国際 法と主権が尊重され、自由で開かれ安全で繁栄したイン ド太平洋というビジョンを進めるための共通のコミット メントを再確認した。2024年4月以降、日米豪比は南 シナ海において海上協同活動としての共同訓練を実施す るなど、日米豪比の防衛協力の実効性および相互運用性 の強化を進めており、同年9月にはニュージーランドも 同活動に参加した。今後も同盟国・同志国などとの間で 緊密に連携し、こうした取組を継続していく。

さらに、同年12月には、2023年度に続く2年連続の OSA案件として、移転した警戒管制レーダーの関連機 材や沿岸監視レーダーシステム等の供与に関する交換公 文の署名が行われた。

## (W) KEY WORD

## 海上協同活動(MCA)

航行の自由や上空飛行の自由を支持し、海洋法上の権利を尊重 する同盟国・同志国が協同し、FOIPの実現に向けた地域的と 国際的な協力を強化するための取組。

これまで、自衛隊は米国、オーストラリア、フィリピンなどと の間で、南シナ海において共同訓練を行っている。

<sup>16 2023</sup>年に創設された、資機材供与やインフラ整備などを通じて、同志国の安全保障上の能力や抑止力の強化に貢献することにより、わが国との 安全保障協力関係の強化、わが国にとって望ましい安全保障環境の創出および国際的な平和と安全の維持・強化に寄与することを目的とする、軍などが 裨益者となる新たな無償による資金協力の枠組み。

<sup>17</sup> 自衛隊がHA/DRに関連する活動のためにフィリピンを訪問する際の手続を簡素化するもの。

2025年2月、中谷防衛大臣は、フィリピンを訪問し テオドロ国防大臣と会談を行い、共同訓練や部隊間協力 を今後より一層活発化させ、二国間協力を高みに引き上 げるため、運用面の戦略的連携について協議するハイレ ベルの枠組みを新設することで一致した。また、軍事情 報保護のあり方について防衛当局間で議論を開始するこ とや、幅広く長期的な防衛装備・技術協力について協議 するための防衛装備当局間のハイレベルの枠組みの新 設、フィリピンへの官民ミッションの派遣について一致 した。

2025年4月、石破内閣総理大臣はフィリピンを訪問 し、マルコス・フィリピン大統領と会談を行い、ACSA の締結に向けた交渉を開始することで一致した。また、 両首脳は情報保護協定の早期締結の重要性を確認し、政 府間での議論を行っていくことで一致した。

■ 参照 V部1章3節4項1(9)(ASEAN諸国)



日米豪比韓防衛相会談 (2024年11月)

#### ウ 各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年6月、同月に生起した中国海 警局とフィリピン軍との事案を受けて、ブラウナー・ フィリピン参謀総長とテレビ会談を行い、南シナ海にお ける威圧的な行動に反対するフィリピンの立場への賛同 を改めて伝え、法の支配に基づく自由で開かれたインド 太平洋を実現するため、米豪などの同盟国・同志国とも 連携し、協力を進めていくことで一致した。同年9月、 インド太平洋参謀総長等会議 (CHOD) に際し、パパロ 米インド太平洋軍司令官およびジョンストン豪国防軍司 令官を交えて日米豪比4者会談を行った。会談では、イ ンド太平洋地域を中心とした戦略環境について認識を共 有するとともに、同年4度目となった日米豪比会談で、4 者は4か国協力が着実に深化していることを再確認した 上で、継続的に行っている海上協同活動に続き、様々な 機会を通じ日米豪比4か国の連携を強化していくことで 一致した。さらに、2024年12月と2025年2月に、そ れぞれブラウナー参謀総長とテレビ会談を行い、南シナ 海をめぐる問題などの認識を共有した。

森下陸幕長は、2024年9月、フィリピンを公式訪問 し、ガリード・フィリピン陸軍司令官およびロハス・ フィリピン海兵隊司令官と懇談を行い、同年7月の日比 [2+2] を受けて、陸軍種間で一層の関係強化を図って いくことで一致した。また、同年12月、ランド・フォー シーズ・サミット (LFS) を主催し、ガリード陸軍司令官 およびロハス海兵隊司令官を招待し、インド太平洋地域 における同盟国・同志国との多国間連携の重要性につい て確認した。

陸自は、同年9月に、HA/DR分野の能力構築支援事業 として、フィリピン陸軍に対し地震発生時の対処方法に ついての知見を共有するとともに、人命救助機材の使用 要領について技術指導・助言を行った。

齋藤海幕長は、同年11月、エスペレタ・フィリピン 海軍司令官とテレビ会談を行い、日比は強固なつながり を構築する重要なパートナーであり、FOIPの実現に向 け、より一層強力関係を発展させていくことで一致した。 また、2025年3月、フィリピンを公式訪問し、「海上自 衛隊とフィリピン海軍との戦略的パートナーシップ強化 に関する意図表明文書」に署名した。

海自は、2025年3月、艦船整備分野の能力構築支援 事業として、フィリピン海軍に対し、艦船のエンジン整 備に関する知見を共有した。

内倉空幕長は、2024年11月、フィリピンを公式訪問 し、パレーニョ・フィリピン空軍司令官(当時)らと会 談し、情勢認識や空軍種間の防衛協力・交流などについ て意見交換を行った。2025年1月、新たに就任したコー デュラ・フィリピン空軍司令官とテレビ会談を行い、わ が国からフィリピンに移転された警戒管制レーダーに関 する協力や共同訓練を含めた連携強化について認識共有 を図った。

空自は、2024年9月から10月にかけて、航空医学分 野の能力構築支援事業として、フィリピン空軍に対し、 機動衛生ユニットや航空生理訓練に関する研修や意見交 換を行い、知見を共有した。

童

### (7) ブルネイ

#### ア ブルネイとの防衛協力・交流の意義

ブルネイとの間では、2023年に防衛協力・交流覚書 に署名しており、ハイレベルを含む各種交流や艦艇など の寄港(航)、共同訓練などのプログラムを通じ、両国防 衛当局間の関係を一層強化していくことに合意している。

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年11月、中谷防衛大臣は、ADMMプラスに際 し、ハルビ・ブルネイ首相府大臣兼第2国防大臣と会談 を行い、同年が日ブルネイ外交関係樹立40周年である とともに、自衛隊の艦艇・航空機による寄港・寄航や親 善訓練など、署名された防衛交流覚書に基づき防衛協 力・交流が行われていることを歓迎した。両国は、二国 間防衛協力・交流に加えて、ADMMプラスの枠組みを 含む多国間での防衛協力・交流を引き続き強化していく ことで一致した。

#### (8) ベトナム

### ア ベトナムとの防衛協力・交流の意義

南シナ海の沿岸国であるベトナムとの間では、防衛当 局間の協力・交流が進展している。2021年の防衛相会 談を契機に、日越二国間だけではなく、地域や国際社会 の平和と安定により積極的に貢献するための「新たな段 階に入った日越防衛協力 | のもと、ハイレベル交流など を推進している。2023年11月には、両国の関係を、ア ジアと世界における平和と繁栄のための包括的戦略的 パートナーシップに発展することとし、安全保障分野で は、防衛装備移転に向けた手続を着実に進めることの重 要性やOSAについて議論することで一致するなど、防 衛協力・交流をさらに拡大している。

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年8月、木原防衛大臣(当時)は、ベトナムを訪 問し、ザン・ベトナム国防大臣と会談を行い、両国は、 「包括的戦略的パートナーシップ」に格上げされた二国 間関係のもと、ハイレベル交流、防衛装備・技術協力、 能力構築支援や教育交流をはじめ、今後さらに両国の防 衛協力・交流が幅広い分野において進展することへの期 待を示した。また、日越防衛装備品・技術移転協定に基 づく初の防衛装備品の移転として、中古資材運搬車の譲 渡にかかる細目取極および防衛当局間取決めの署名に

至ったことを歓迎し、二国間・多国間の防衛協力・交流 を引き続き強化していくことで一致した。同年12月、 中古資材運搬車の譲渡が実現した。

2025年4月、石破内閣総理大臣はベトナムを訪問し、 チン・ベトナム首相と会談を行った。会談では、両国の 安全保障協力進展を歓迎するとともに、戦略的意思疎通 の強化のため、外務・防衛次官級協議(次官級 [2+2]) を創設することで一致した。

#### ウ 各軍種の取組

陸自は、2024年9月から10月にかけて、ベトナム軍 関係者をわが国に招へいし、譲渡のための中古資材運搬 車の操縦および整備に関する教育を行った。

海自は、同年5月、ベトナム人民海軍に対し、水中不 発弾処分に関する能力構築支援事業を行った。

空自は、同年11月、ベトナム防空・空軍をわが国に 招へいし、航空救難分野に関する能力構築支援事業を 行った。



航空救難訓練を研修するベトナム防空・空軍(2024年11月)

#### (9) マレーシア

#### ア マレーシアとの防衛協力・交流の意義

マレーシアは、マラッカ海峡および南シナ海という海 上交通の要衝に位置する。マレーシアとの間では、 2018年に防衛協力・交流に関する覚書に署名したほか、 防衛装備品・技術移転協定を締結した。2023年12月 には、両国の関係を包括的・戦略的パートナーシップに 格上げし、両国の安全保障協力をさらに推進することと している。

### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年11月、石破内閣総理大臣は、APEC首脳会議

に際し、アンワル・マレーシア首相と首脳会談を行った。 会談では、両国の安全保障分野が拡大していることを歓 迎するとともに、両国の協力をさらに強化することで一 致した。

2025年1月、石破内閣総理大臣は初めての二国間訪問でマレーシアを訪問し、アンワル首相と会談を行い、外務・防衛戦略対話の開催や海軍種間の共同訓練開始を歓迎するとともに、今後もこのような協力を一層促進することで一致した。また、石破内閣総理大臣から、救助艇含む警戒監視用機材の供与といったOSAを着実に進展させる旨述べ、アンワル首相から謝意が示された。

### ウ 各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年9月、インド太平洋参謀総長等会議 (CHOD) に際し、ラーマン・マレーシア国軍司令官と懇談を行い、戦略環境認識を共有するとともに、マレーシア軍と自衛隊の連携をより一層強化していくことで一致した。

森下陸幕長は、同年5月、太平洋地上軍シンポジウム (LANPAC) 2024において、ムハンマド・マレーシア陸 軍司令官と懇談を行い、HA/DR分野の交流などを通じ て関係を強化させており、引き続き、関係を発展させていくことで一致した。

陸自は、同年11月、HA/DR分野の能力構築支援事業として、災害対処にかかる方面隊実動演習「みちのくALERT (アラート) 2024」にマレーシア軍関係者を招へいし、自衛隊と地方自治体の連携などについて同軍関係者の理解を深めた。

#### (10) ミャンマー

2021年に発生した国軍によるクーデターを受け、同年、わが国は米国を含む12か国の参謀長などとの連名により、国軍や関連する治安機関による民間人への軍事力の行使を非難し、国軍に対して暴力を停止するよう求める声明を発出した。

#### (11) ラオス

#### ア ラオスとの防衛協力・交流の意義

ラオスとの間では、2019年に防衛協力・交流に関す

る覚書に署名しており、HA/DR分野をはじめ幅広い分野で防衛協力・交流を進めていくこととしている。

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年11月、中谷防衛大臣は、ラオスで開催された ADMMプラスに際し、チャンサモーン・ラオス副首相 兼国防大臣(当時)と会談を行い、ハイレベル交流や能 力構築支援などを含む二国間・多国間の防衛協力・交流 について意見交換を行い、防衛協力・交流を引き続き強 化していくことで一致した。

## 9 モンゴル

#### (1) モンゴルとの防衛協力・交流の意義

モンゴルとの関係は、2022年に平和と繁栄のための 特別な戦略的パートナーシップに格上げされており、防 衛協力・交流についても幅広い分野で進展している。

#### (2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年5月、鬼木防衛副大臣(当時)はモンゴルを訪問し、バヤルマグナイ・モンゴル国防副大臣と会談を行い、同年2月に日モンゴル防衛大臣間で署名し改訂された、新たな「日モンゴル防衛協力・交流に関する覚書」に基づき、日モンゴル間の防衛協力・交流を一層推進していくことで一致した。

同年9月、岸田内閣総理大臣(当時)は、第79回国連総会出席のためニューヨークの訪問に際し、フレルスフ・モンゴル大統領と会談を行い、2022年の「共同声明」で打ち出した、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化などの原則が益々重要性を増していることを再確認するとともに、「日本とモンゴルの行動計画(2022年~2031年)」<sup>18</sup>の方向性のもと、今後も具体的な協力を着実に進めたい旨述べ、両首脳は、防衛装備品・技術移転協定の締結交渉が実質合意に至ったことを歓迎し早期署名を目指すことで一致した。同年12月、同協定が署名され、2025年1月に発効した。

#### (3) 各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年8月、モンゴルを公式訪問し、

<sup>18 2022</sup>年11月に発表された「日本国とモンゴル国との間の平和と繁栄のための特別な戦略的パートナーシップ設立に関する共同声明」のもとで、 普遍的価値を共有する日本とモンゴルは、あらゆる分野における「人」を基盤とした関係と協力を強化するとともに、世界的な課題に取り組み、貢献していくための計画。

第

3

章

第

ガンビャンバ・モンゴル参謀総長と会談を行うとともに 多国間訓練「カーン・クエスト24」を視察した。会談で は、両国の戦略環境認識や防衛政策などを共有するとと もに相互理解を促進し、今後の日モンゴル防衛協力の方 向性について認識を共有した。

陸自は、同年5月、施設分野の能力構築支援事業とし て、モンゴル軍丁兵部隊に対し、PKO派遣に必要な道路 構築分野についての助言や指導を行った。同月、HA/DR 分野の能力構築支援事業として、モンゴル軍中央病院に 対し、同国非常事態庁を含む関係機関などと連携した災 害時の大量傷者受入訓練 (MCRE) における助言、指導 Mass Casuality Response Exercise を行った。同年7月には、モンゴル軍中央病院医官など を招へいし、自衛隊中央病院が行う大量傷者受入訓練の 研修などにより知見を共有した。

内倉空幕長は、同年5月および9月、ガンバト・モン ゴル空軍司令官(当時)と、2025年3月には、ムンフイ レードゥイ空軍司令官とテレビ会談を行い、共同訓練や 能力構築支援についての意見交換を通じて、今後の方向 性などに関して認識を共有した。

空自は、同年12月、モンゴル空軍をわが国に招へい し、航空管制に関する能力構築支援事業を行った。

#### 10 その他アジア諸国

陸白は、2025年1月、衛生分野の能力構築支援事業 として、カザフスタン陸軍に対し、自衛隊中央病院にお ける救命率向上のためのダメージコントロール手術の訓 練に関する講義や実習を行った。

■ 参照 資料 48 (最近のアジア諸国との防衛協力・交流の主 要な実績(2021年度以降))、資料59(多国間共同訓 練の参加など (2021年度以降))

#### 太平洋島嶼国 11

## (1) 太平洋島嶼国との防衛協力・交流の意義

太平洋島嶼国は、法の支配に基づく自由で開かれた持 続可能な海洋秩序の重要性についての認識を、海洋国家 であるわが国と共有するとともに、わが国と歴史的にも 深い関係を持つ重要な国々である。また、わが国とオー ストラリアを結ぶシーレーン、インド洋から南シナ海を 抜け太平洋に至るシーレーンが交わる戦略的要衝に位置 する。

わが国は、太平洋島嶼国との間で定期的に太平洋・島

サミット (PALM) を開催している。

防衛当局間では、2024年3月には2021年以来2回 目となる日・太平洋島嶼国国防大臣会合 (JPIDD) を主 催して「太平洋島嶼国地域における一体となった安全保 障の取組のための協力コンセプト|を提示するなど、防 衛協力・交流を推進しており、国家防衛戦略では、重要 なパートナーとして、同盟国・同志国などとも連携し、 沿岸警備隊など軍隊以外の組織も含め、能力構築支援な どの協力に取り組むこととした。

#### (2) 各軍種の取組

防衛省は、2024年4月および2025年1月から2月 にかけて、トンガ海軍に対し、船外機の維持整備に関す る能力構築支援事業を行った。2024年6月、護衛艦「い ずも一艦上において、各国海軍十官などに対し、海洋安 全保障に関する乗艦協力プログラムを行い、海洋に関す る国際法を含む各種セミナー、各種訓練の見学、各国参 加者による海洋安全保障に関する発表などを行い相互理 解の促進を図った。

吉田統幕長は、同年9月、インド太平洋参謀総長等会 議(CHOD)に際し、カロニワイ・フィジー国軍司令官 と懇談を行い、同年の護衛艦「のしろ」のスバ寄港によ る日フィジー防衛交流の一層の深化を再確認するととも に、気候変動や海洋安全保障といった問題に加え、WPS の取組や教育交流の分野について意見交換した。また、 CHODと連接して開催された南太平洋参謀総長等会議 ヘオブザーバー参加し、海洋安全保障や気候変動による 影響といった域内の幅広い安全保障上の課題について意 見交換した。

森下陸幕長は、同年8月、インド太平洋地域陸軍管理 セミナー (IPAMS) に際し、コブニサカ・フィジー陸軍 司令官と懇談を行い、引き続き衛生分野での協力を継続 するとともに、多国間の枠組みも活用して陸軍種間の連 携を強化していくことで一致した。また、ツポウ・トン ガ陸上部隊指揮官と懇談を行い、HA/DR分野などの交 流を推進することで一致した。

陸自は、同年8月および9月から11月にかけて、パプ アニューギニア国防軍軍楽隊に対し、部隊派遣・招へい のそれぞれにより、軍楽隊育成に関する能力構築支援事 業を行った。また、同年11月、HA/DR分野の能力構築 支援事業として、パプアニューギニア国防軍工兵大隊に 対し、施設機械の構造機能などに関する実習を行った。

加えて、2025年2月、フィジー軍に対し、野外衛生訓練 に関する能力構築支援事業を行うとともに、同月、不発 弾処理分野の能力構築支援事業として、ソロモン国家警 察に対し砲弾の回収・処理および安全確保の教育を行っ た。

内倉空幕長は、2024年6月、パプアニューギニアを 訪問し、ポレワラ・パプアニューギニア国防軍司令官な どを表敬して、わが国および太平洋島嶼国を巡る安全保 障環境について意見交換した。また、同じくパラオを訪 問しウィップス・パラオ大統領などを表敬して、今後も 空自機の寄航、HA/DRなど、様々な分野で協力してい くことを確認した。

□ 参照 3項(多国間安全保障協力の推進)、4項(能力構築支 援への積極的かつ戦略的な取組)、6項(海洋安全保 障の確保)、4節(同志国との訓練・演習など)、資料 49 (最近の太平洋島嶼国との防衛協力・交流の主要 な実績(2021年度以降))、資料59(多国間共同訓練 の参加など (2021年度以降))

### 12 インド洋沿岸国・中東諸国

## (1) インド洋沿岸国・中東諸国との防衛協力・ 交流の意義

インド洋沿岸・中東地域の平和と安定は、シーレーン の安定的利用やエネルギー・経済の観点から、わが国を 含む国際社会の平和と繁栄にとって極めて重要であり、 防衛省・自衛隊としても、同地域の国と協力関係の構 築・強化を図るため、ハイレベル交流や部隊間交流を進 めてきている。

協力・交流の主要な実績(2021年度以降))、資料 59 (多国間共同訓練の参加など (2021年度以降))

#### (2) スリランカ

#### ア スリランカとの防衛協力・交流の意義

スリランカは、インド洋のシーレーン上の要衝に位置 する重要国であり、近年、同国との防衛協力・交流を強 化している。

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2025年5月、中谷防衛大臣はスリランカを訪問し、 アマラスーリヤ首相への表敬とジャヤセーカラ国防副大 臣との会談を行った。首相表敬では、両国が包括的パー トナーとして更に緊密に協力するとともに、防衛面での 協力と連携を強化することで一致した。また、国防副大 臣との会談では、両国の防衛協力をより活発化させるた め、陸海空の全軍種における協力と連携を深化させると ともに、将来の国防を担う人材の交流など、重層的な人 的交流を新たに行うことを確認した。

#### ウ 各軍種の取組

派遣海賊対処行動水上部隊は、2024年6月および同 年11月にコロンボに寄港し、スリランカ海軍と親善訓 練、交流行事を行った。

空自は、2025年2月、スリランカ空軍に対し、航空救 難分野に関する能力構築支援事業を行った。

#### (3) パキスタン

パキスタンは、南アジア、中東、中央アジアの連接点 に位置し、わが国にとって重要なシーレーンにも面して いるなど、インド太平洋地域の安定にとって重要な国家 である。また、同国は、伝統的にわが国と友好的な関係 を有する親日国でもあり、そのような観点から、同国と の防衛協力・交流を推進している。

#### (4) バングラデシュ

### ア バングラデシュとの防衛協力・交流の意義

バングラデシュは、南アジア、東南アジアの連接点に 位置し、わが国にとって重要なシーレーンにも面してい るなど、インド太平洋地域の安定にとって重要な国家で ある。2023年、両国の関係を戦略的パートナーシップ に格上げするとともに、防衛協力・交流覚書に署名し、 防衛装備品・技術移転協定の交渉を開始するなど、安全 保障協力を一層強化することとしている。

#### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2023年、岸田内閣総理大臣(当時)は、ハシナ・バン グラデシュ首相(当時)と首脳会談を行った。会談では、 FOIPの実現に向けての両国のコミットメントを再確認 するとともに、艦艇、航空機による相互訪問、部隊間交 流、親善訓練などを引き続き促進することで一致した。 また、OSAに基づく協力、防衛装備品・技術移転協定の 交渉開始に歓迎の意を表すとともに、防衛当局間の対話 を強化することで一致した。さらに、同年11月には、

第

3

章

OSAに関する交換公文の署名が行われた。

#### (5) モルディブ

#### ア モルディブとの防衛協力・交流の意義

モルディブは、インド洋上の戦略的要衝に位置し、わ が国にとって重要なシーレーンにも面しているなど、イ ンド太平洋地域の安定にとって重要な国家である。過去 20年以上にわたり、国連PKOや海賊対処部隊への物資 輸送の中継地として空自輸送機などが寄航するととも に、派遣海賊対処行動水上部隊、同航空隊などの進出・ 帰投時における重要な補給地点でもある。同国とは、海 洋安全保障分野などにおける防衛当局間の交流を推進す ることとしている。

#### イ 各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年9月、インド太平洋参謀総長 等会議 (CHOD) に際し、ヒルミー・モルディブ国防軍 司令官と懇談を行い、海賊対処行動などにおけるモル ディブ (マレ) への自衛隊による寄港・寄航の受け入れ と、モルディブ軍の多大なる支援について、自衛隊を代 表し謝意を表明した。

### (6) アラブ首長国連邦

アラブ首長国連邦 (UAE) との間では、2018年に防 衛交流に関する覚書が署名された。これ以降、防衛大臣 や統幕長などによるハイレベル交流や防衛当局間協議の 定期開催、空軍種間協力などを通じて、二国間防衛協 力・交流を深化し続けている。

2024年1月には、中東地域の国との間では初めてと なる防衛装備品・技術移転協定が発効した。

#### (7) イスラエル

イスラエルとは、2022年に行った日イスラエル防衛 相会談の際に、防衛協力・交流に関する覚書の改訂版に 署名し、防衛装備・技術協力や軍種間協力を含む両国間 の防衛協力・交流を引き続き強化していくことで一致し ている。

#### (8) イラン

イランとの間では、防衛大臣などのハイレベル交流の 機会を通じ、中東地域における日本関係船舶の安全確保 を目的とした自衛隊による情報収集活動の延長などにつ

いて説明するとともに、防衛当局間の意思疎通を継続し ていくことで一致している。

#### (9) エジプト

エジプトとの間では、防衛副大臣などのエジプト訪問 を含むハイレベル交流を通じて、PKOを含む分野にお ける二国間防衛協力・交流の推進の重要性について確認 している。

#### (10) オマーン

オマーンとの間では、2019年に防衛協力に関する覚 書が署名された。ハイレベル交流のほか、海自艦艇の寄 港・訓練を含む海軍種間協力を継続している。

齋藤海幕長は、2025年2月、訪日中のラヒビ・オマー ン海軍司令官と懇談を行い、アデン湾における海賊対処 行動などを通じた海上交通路の平和と安定的利用につい て、両国で連携していくことを確認した。

#### (11) カタール

カタールとの間では、2015年に防衛交流に関する覚 書が署名された。2023年、両国間の関係が「戦略的パー トナーシップ」に格上げされ防衛当局間協議を含め安全 保障分野での協力をさらに深めていくとされている。

2024年6月、木原防衛大臣(当時)は、シャングリラ 会合に際し、アティーヤ・カタール副首相兼防衛担当国 務大臣と会談を行い、防衛当局間のコミュニケーション を今後一層緊密に行うことを通じて、両国間の防衛協 力・交流をさらに強化していくことで一致した。

2024年11月、派遣海賊対処行動水上部隊は、ドーハ に寄港し、カタール海軍と親善訓練を行った。

## (12) サウジアラビア

サウジアラビアとの間では、2016年に防衛交流に関 する覚書が署名された。コロナ禍においても防衛相電話 会談を行ったほか、2023年にはハーリド・サウジアラ ビア国防大臣が訪日し、防衛相会談を行うなど、防衛協 力・交流を継続的に深化させてきている。

#### (13) トルコ

トルコとの間では、2012年に防衛協力・交流の意図 表明文書が署名された。

森下陸幕長は、2024年11月、バイラクタルオール・



トルコ陸軍より儀じょうを受ける森下陸幕長(2025年1月)

トルコ陸軍司令官とテレビ会談を行い、日トルコ外交関 係樹立100周年を迎える両国の友好関係強化のため、陸 軍種間でも協力を発展させることで一致した。また、 2025年1月、トルコを公式訪問し、懇談を行い両国の 戦略環境認識について意見交換した。

### (14) バーレーン

バーレーンとの間では、2012年に防衛交流に関する 覚書が署名され、ハイレベル交流などを行ってきたとこ ろ、2023年に同覚書を改定し、両国の防衛協力・交流 を一層推進することとしている。

派遣海賊対処行動水上部隊は、2024年7月、ミナサル マンに寄港し、バーレーン王国海軍と親善訓練を行った。

#### (15) ヨルダン

ヨルダンとの間では、2016年に防衛交流に関する覚 書が署名され、外務・防衛当局間協議を継続的に開催し ている。

2024年11月、中谷防衛大臣は、訪日中のフネイ ティ・ヨルダン統合参謀本部議長の表敬を受け、日ヨル ダン外交関係樹立70周年などを迎える記念すべき年で あることに触れつつ、自衛隊による中東における在外邦 人等輸送に対するヨルダンからの支援に謝意を表明し、 戦略的パートナーである日ヨルダンの防衛協力・交流を 一層促進していことで一致した。

同月、吉田統幕長は公式訪問したフネイティ統合参謀 本部議長と会談を行うとともに、ヨルダン軍楽隊がゲス ト出演する令和6年度自衛隊音楽まつりを共に鑑賞し た。会談では、同年10月の在レバノン共和国邦人等輸 送任務に際して、同国マルカ国際空港への自衛隊根拠地



令和6年度自衛隊音楽まつりに参加するヨルダン軍楽隊(2024年11月)

設置の受入れなど、ヨルダンから多大なる支援を受けた ことに謝意を表明した。

## 13 アフリカ諸国

### (1) アフリカ諸国との防衛協力・交流の意義

アフリカ諸国は、国際社会において、その重要性と発 言力を高めている。

アフリカ連合 (AU) など多国間枠組みにより、地域の 平和と安定に向けた積極的な取組が見られる一方、深刻 な格差や貧困、政情不安といった課題や、近年は、パン デミック、ロシアによるウクライナ侵略といった複合的 な危機による影響や、気候変動の影響(自然災害、食糧 危機など) もあり、こうした地球規模の課題において、 アフリカ諸国と協力することが、自由で開かれた国際秩 序を守り抜くため、ますます重要になっている。

防衛省・自衛隊は、アフリカ地域における国際平和協 力活動、ジブチを拠点とするソマリア沖・アデン湾の海 賊対処活動に従事するほか、アフリカ諸国の平和維持活 動に関する自助努力を支援するため、アフリカに所在す るPKO訓練センターに自衛官を講師として派遣するな ど、アフリカ地域の平和と安定に寄与するための活動を 行っている。

参照 1章1節2項7(1)(海賊対処の取組)、2節2項(国連 PKOなどへの取組)、資料51 (最近のその他の諸国と の防衛協力・交流の主要な実績(2021年度以降))

#### (2) ジブチ

#### ア ジブチとの防衛協力・交流の意義

ジブチは、海賊対処のため、海外で唯一自衛隊の拠点

章

が存在する重要な国家である。同拠点は、国連南スーダン 共和国ミッション (UNMISS) 派遣部隊への物資の輸送に 活用されたほか、わが国がジブチに対して行っている能 力構築支援事業における教育の際にも活用されている。

また、2023年4月に発生した在スーダン邦人等輸送 や同年10月の在イスラエル邦人等輸送において、ジブ チ拠点が輸送機の前進待機場所として活用された。

国家安全保障戦略などでは、ジブチ政府の理解を得つ つ、今後、在外邦人等の保護措置および輸送など、アフ リカ諸国などにおける運用基盤強化のため、本活動拠点 を長期的・安定的に活用することとしており、同年12 月、ジブチにおいて、在外邦人等の保護措置および輸送 やその可能性を見据えた臨時の態勢の整備を行う自衛隊 の地位を確保するため、日ジブチ地位取極<sup>19</sup>を準用する 内容の交換公文をジブチ政府との間で締結した。



ジブチ軍に対する能力構築支援事業 (2024年11月)

### イ 最近の主要な防衛協力・交流実績など

2024年5月、松本大臣政務官(当時)は、ジブチを訪問 し、自衛隊拠点開設13周年記念行事に参加するとともに、 ブルハン・ジブチ国防大臣を表敬し、自衛隊とジブチ軍を 連携させ、さらなる協力を推進させていくことを確認した。

陸自は、同年10月から12月にかけて、能力構築支援 事業として、ジブチ軍に対し、施設分野に関する教育な どを行った。

同年12月、OSAによるジブチ海軍に対する沿岸監視 レーダーなどの供与に関する交換公文の署名が行われた。

## (3) その他のアフリカ諸国との主要な防衛協力・ 交流実績など

ケニアとの間では、2024年2月に防衛協力・交流に 関する意図表明文書が署名された。

ウガンダとの間では、同年11月、吉田統幕長が、訪日 中のカイネルガバ・ウガンダ人民防衛国軍司令官とアフ リカ諸国として初の懇談を行い、両者は国連三角パート ナーシップ・プログラム (UNTPP) や国連PKO支援部 隊早期展開プロジェクトを通じたウガンダ人民防衛国軍 に対する施設や衛生分野の協力の継続を歓迎した。

## 中南米諸国

### (1) 中南米諸国との防衛協力・交流の意義

中南米諸国には、太平洋に面する国やわが国と基本的 価値を共有する国が多く存在しており、防衛省・自衛隊 は、部隊間交流や自衛官の講師としての派遣などを通じ て、そのような国々との防衛協力・交流を推進している。

#### (2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

ブラジルとの間では、2020年に防衛協力・交流に関す る覚書に署名した。2024年5月、岸田内閣総理大臣(当 時)は、ブラジルを公式訪問し、ルーラ・ブラジル大統領 と会談を行い、部隊間交流を含む防衛協力・交流を推進 することを奨励した。2025年3月、ルーラ大統領が訪日 し、石破内閣総理大臣と会談を行い、外務・防衛当局間 で行う外交政策と防衛交流に関する対話メカニズム「日・ ブラジル外務・防衛対話 | を設置するとともに、防衛人材 交流や部隊間交流を推進することなどを決定した。

ペルーとの間では、2024年7月、海白がRIMPAC2024 においてペルー海軍とともに揚陸訓練など行った。また、 同年11月、石破内閣総理大臣は、APEC首脳会議に際 し、ペルーを公式訪問し、ボルアルテ・ペルー大統領と 首脳会談を行い、当該首脳会談に先立って署名された日 ペルー防衛協力・交流に関する覚書に基づき二国間の防 衛協力・交流を推進することで一致した。

メキシコとの間では、同年10月、海自遠洋練習航海 部隊が、プエルトバジャルタに寄港し、メキシコ海軍士 官とのスポーツ交流、艦艇研修など各種交流を行った。

□ 参照 資料51 (最近のその他の諸国との防衛協力・交流の 主要な実績(2021年度以降))、資料59(多国間共同 訓練の参加など (2021年度以降))

## 15 中国

### (1) 中国との防衛協力・交流の意義

わが国は、中国との間で、「戦略的互恵関係」を包括的 に推進するとともに、様々なレベルの意思疎通を通じ、 主張すべきは主張し、責任ある行動を求めつつ、諸懸案 も含め対話をしっかりと重ね、共通の課題については協 力をしていくといった、「建設的かつ安定的な関係」を構 築していく。

防衛省・自衛隊は、中国がインド太平洋地域の平和と 安定のために責任ある建設的な役割を果たし、国際的な 行動規範を遵守するとともに、軍事力強化や国防政策に かかる透明性を向上するよう引き続き促す。一方で、わ が国の懸念を率直に伝達していく。また、両国間におけ る不測の事態を回避するため、ホットラインを含む日中 防衛当局間の海空連絡メカニズムを運用していく。

### (2) 最近の主要な防衛協力・交流実績など

日中防衛当局間においては、2023年2月、約4年ぶ りに日中安保対話を東京で行うなど、対面での対話や交 流を再開させている。

2024年6月、木原防衛大臣(当時)は、シャングリラ 会合に際し、董軍・中国国防部長と会談を行い、日中間 には安全保障上の多くの懸念があるからこそ、日中防衛 当局間で率直な議論を重ねることが重要である旨を述 べ、董国防部長からも同様の考えが示された。

地域情勢について、木原防衛大臣(当時)から、尖閣諸 島を含む東シナ海情勢やロシアとの連携を含む中国によ るわが国周辺海空域における軍事活動の活発化に対し、深 刻な懸念を改めて伝達した。さらに、木原防衛大臣(当時) から、南シナ海情勢などについて、深刻な懸念を改めて表 明したほか、台湾海峡の平和と安定の重要性について強調 した。また、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルなどの発 射を強く非難し、地域の不安定化への懸念を表明した。

その上で、両大臣は、日中防衛当局間ホットラインに ついて、引き続き、適切かつ確実に運用していくことを 改めて確認し、今後も対話や交流を推進していくことで 一致した。

同年11月、石破内閣総理大臣は、APEC首脳会議に際 し、習近平・中国国家主席と会談を行った。両首脳は、 日中両国は、引き続き、「戦略的互恵関係」を包括的に推 進し、「建設的かつ安定的な関係」を構築するという大き な方向性を共有していることを確認した。その上で、石 破内閣総理大臣から、尖閣諸島を巡る情勢を含む東シナ 海情勢や中国軍の活動の活発化につき、深刻な懸念を伝 え、中国側の対応を求めた。また、台湾について、最近の 軍事情勢を含む動向を注視している旨伝えつつ、台湾海 峡の平和と安定が、わが国を含む国際社会にとって極め て重要である旨強調した。

同月、中谷防衛大臣は、ADMMプラスに際し、董国防 部長と会談を行い、日中首脳会談で改めて確認された日 中関係の大きな方向性について述べつつ、様々な形での 中国側の軍事活動の活発化についてわが国として深刻に 懸念している旨伝えるとともに、日中防衛当局間で率直 な議論と意思疎通を重ねることが極めて重要である旨指 摘した。地域情勢について、2024年8月の中国軍機に よるわが国領空の侵犯について、改めて厳重に抗議する とともに、今般の事案に関する中国側からの説明を踏ま えた上で、このようなことが二度と起こらないように再 発防止を強く求めた。また、北朝鮮による度重なる弾道 ミサイル発射を強く非難したほか、露朝軍事協力の進展 に深刻な懸念を表明した。その上で、両大臣は、「日中防 衛当局間ホットライン について、引き続き、適切かつ 確実に運用していくことを確認するとともに、2019年 を最後に行われていない、部隊間交流の再開を含め、防 衛当局間における対話や交流の重要性で一致した。

#### (3) 各軍種の取組

2023年、新型コロナウイルス感染症の影響などによ り中断されていた、笹川平和財団主催日中佐官級交流 が、約4年ぶりに対面で再開された。2024年5月、中国 人民解放軍の佐官級訪問団が訪日し、芹澤防衛審議官 (当時)を表敬したほか、自衛隊施設を訪問した。また、 同年11月から12月にかけて、自衛隊佐官級訪問団が訪 中し、中国人民解放軍軍事科学院を訪問して、日中関係 や両国間の安全保障分野での課題について意見を交わし たほか、中国軍施設などへの訪問を行った。

2025年1月、防衛省は、前述した日中防衛相会談の 成果を踏まえ、約5年ぶりの部隊間交流の再開として、 中国人民解放軍東部戦区代表団の訪日を受け入れた。本

第

3

章

訪問中、日本側から中国によるわが国周辺海空域におけ る軍事活動の活発化に対し、深刻な懸念を改めて伝達す るとともに、双方は各種懸念について、部隊間レベルを 含めた率直な対話を行うことの重要性を確認した。

### (4) 日中防衛当局間の海空連絡メカニズム

2018年6月、海空連絡メカニズムの運用が開始され た。本メカニズムは、日中防衛当局の間で、①日中両国の 相互理解および相互信頼を増進し、防衛協力・交流を強 化するとともに、②不測の衝突を回避し、③海空域にお ける不測の事態が軍事衝突または政治外交問題に発展す ることを防止することを目的として作成されたものであ り、主な内容は、①防衛当局間の年次会合・専門会合の 開催、②日中防衛当局間のホットライン開設、③自衛隊 と人民解放軍の艦船・航空機間の連絡方法となっている。

□ 参照 1章1節2項2(3)(中国機とロシア機による領空侵 犯)、資料52(最近の日中防衛協力・交流の主要な実 績(2021年度以降))

### 16 ロシア

2022年2月に発生したロシアによるウクライナ侵略 について、政府は、明らかにウクライナの主権および領 土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国連憲章を含 む国際法の深刻な違反であり、決して認められない行為 である、という立場であり、このような力による一方的 な現状変更は、国際秩序の根幹を揺るがすものであると して、ロシアを最も強い言葉で非難している。

ロシアとの関係については、ウクライナ情勢を踏まえ、 政府としてG7の連帯を重視しつつ適切に対応すること としている。同時に、隣国であるロシアとの間で、不測の 事態や不必要な摩擦を招かないためにも、最低限の必要 なコンタクトは絶やさないようにすることも必要である。

# 多国間安全保障協力の推進

## 多国間安全保障枠組み・対話に おける取組

インド太平洋地域における多国間の枠組みについて は、拡大ASEAN国防相会議 (ADMMプラス)、ASEAN 地域フォーラム<sup>20</sup> (ARF) をはじめとした取組が進展して おり、地域の安全保障分野にかかる議論や協力・交流の 重要な基盤となっている。わが国としては、そうした枠 組みなどを重視して域内諸国間の協力・信頼関係の強化 に貢献している。

□ 参照 資料54 (最近の多国間安全保障対話の主要実績(イ ンド太平洋地域・2021年度以降))、資料55 (防衛 省主催による多国間安全保障対話)、資料56(その他 の多国間安全保障対話など)

## (1) ASEAN地域の安全保障対話

#### ア ADMMプラスのもとでの取組

ASEANにおいては、域内における防衛当局間の閣僚 会合である ASEAN 国防相会議 (ADMM) のほか、わが 国を含め ASEAN 域外国 8 か国<sup>21</sup> (いわゆる 「プラス国 I) を加えたADMMプラスが開催されている。

ADMMプラスは、全てのASEAN加盟国とプラス国 の防衛担当大臣が一堂に会し、地域や国際社会における 安全保障上の課題や防衛協力・交流などについて議論を 行う極めて重要な枠組みであり、防衛省・白衛隊も積極 的に参加している。

2024年11月、中谷防衛大臣は、ラオスで開催された 第11回ADMMプラスに出席した。会議では、東シナ 海・南シナ海における力又は威圧による一方的な現状変 更の試み、北朝鮮による弾道ミサイルの発射やロシアに よるウクライナ侵略などを強く非難した。また、ミャン

- 20 政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、アジア太平洋地域の安全保障環境を向上させることを目的としたフォーラムで、1994年から開 催されている。現在 25 か国 1 地域(ASEAN10 か国(ブルネイ、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、カ ンボジア(以上1995年から)、ミャンマー(1996年から))に、日本、オーストラリア、カナダ、中国、インド(以上1996年から)、ニュージーラン ド、パプアニューギニア、韓国、ロシア、米国、モンゴル(以上1998年から)、北朝鮮(2000年から)、パキスタン(2004年から)、東ティモール (2005年から)、バングラデシュ (2006年から)、スリランカ (2007年から)) と1機関(欧州連合(EU)) がメンバー国となり、外務当局と防衛当局 の双方の代表による各種政府間会合を開催し、地域情勢や安全保障分野について意見交換を行っている。
- 21 2010年10月に発足し、ASEAN域外国として、わが国のほか、オーストラリア、中国、インド、ニュージーランド、韓国、ロシア、米国が参加 している。

マー情勢の平和的解決に向けた協力や、サイバー攻撃や 偽情報、気候変動が安全保障に及ぼすリスクといった非 伝統的な国際安全保障課題が顕在化している旨指摘し た。さらに、ASEANの原則と枠組みの重要性を強調し、 ADMMプラスの各種取組を支えていくとともに、わが 国が2023年に提示した「防衛協力強化のための日 ASEAN大臣イニシアティヴ (JASMINE: ジャスミン)」

Japan-ASEAN Ministerial Initiative for Enhanced Defense Cooperation のもとで、具体的な取組が進展していることを強調した。 そして、2024年12月、地域の共通の課題に効果的に対 処するため ASEAN、 日本および太平洋島嶼国など地域 の連結性を向上し、防衛の観点から「インド太平洋に関 するASEANアウトルック (AOIP) | を実施するための 海洋協力及び連結性会議をインドネシアと共催すること を発表した。さらに、本会議では、「ベストプラクティス の交換および能力構築等を通じた気候関連およびその他 の自然災害に対する強靭性に関する共同声明しが採択さ れた。

ADMMプラスは、閣僚会合のもとに、①高級事務レ ベル会合 (ADSOM) プラス、②ADSOMプラスWG、 ③専門家会合EWG<sup>22</sup>が設置されている。わが国は、第5 期 (2024年から2027年) にフィリピンとともに海洋 安全保障EWGの共同議長を務めている。

■ 参照 図表 II -3-1-4 (拡大 ASEAN 国防相会議 (ADMM プ ラス) の組織図および概要)

<sup>22</sup> わが国はこれまで第1期(2011年から2013年)に防衛医学、第2期(2014年から2016年)にHA/DR EWGの共同議長を務め、第3期(2017 年から 2019年)は各EWGに積極的に参加、第4期(2021年から 2024年)はベトナムとPKO EWGの共同議長を務めた。第5期(2024年から 2027年) はフィリピンと海洋安全保障 EWG の共同議長を務めている。

3

童

#### 図表Ⅲ-3-1-4

拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)の組織図および概要

#### 拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)とは

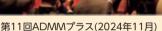
ASEAN域外国を含むインド太平洋地域の国防大臣が出席する、ASEAN主催の公式な会議

※参加国:ASEAN10か国+8か国(オーストラリア・中国・インド・日本・ニュージーランド・韓国・ロシア・米国) 2022年に東ティモールのASEAN加盟が原則承認され、2023年11月以降、東ティモールはADMMプラスにオブザーバー参加している。

ADMMプラスのもとには専門家会合(EWG)が設置され、インド太平洋地域の安全保障課題に対し、共同演習などの実践的な取組が なされているところがADMMプラスのユニークな点である。

#### 拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス) **ASEAN Defence Ministers' Meeting Plus** … 防衛大臣など閣僚級の会議。毎年開催









高級事務レベル会合(ADSOMプラス) ASEAN Defence Senior Officials' Meeting Plus … 次官・局長級の会議。毎年開催



高級事務レベル会合ワーキンググループ (ADSOMプラスWG)

ASEAN Defence Senior Officials' Meeting Plus Working Group

… 課長級の会議。毎年開催

専門家会合(EWG) **Experts' Working Group** をADSOMプラス、 ADSOMプラスWG のもとに設置

#### 専門家会合(EWG: Experts' Working Group)とは

7つの分野に設置され、各EWGは1期(3年)をASEAN加盟国1か国とプラス1か国が共催する。

※7つの分野 … ①対テロ ②人道支援・災害救援 ③海洋安全保障 ④防衛医学 ⑤PKO ⑥地雷処理 ⑦サイバー

各EWGにおいては、それぞれの分野に関する情報共有、ワークショップ、セミナー、共同訓練の開催、勧告や報告書の提出などの実践 的な取組が行われている。2023年以降、ADMMプラス参加国ではないカナダ、フランス、英国がEWGの一部の活動にオブザーバー 国として参加することが可能となっている。

わが国は、フィリピンとともに2024年から2027年を1つの任期とする第5期海洋安全保障専門家会合の共同議長を務めている。

## イ ASEAN・ダイレクト・コミュニケーションズ・ インフラストラクチャー (ADI)

ASEAN・ダイレクト・コミュニケーションズ・イン フラストラクチャー (ADI) は、緊急時を含め、ASEAN 各国の防衛担当大臣間でのコミュニケーションを図るた めの常設のホットラインであり、プラス国にもその利用 を拡大している。

わが国は、2023年、プラス国の中で初めてADIが開 通した国となった。防衛省・自衛隊は、ADIが地域の信 頼醸成や危機管理などに有用であることから、これを活 用し、ASEANとの間で、より緊密なコミュニケーショ ンを図り、共に地域の平和と安定により積極的に貢献し ていく考えである。

### ウ ASEAN地域フォーラム (ARF)

外交当局を中心に取り組んでいるARFについても、近年、災害救援活動、海洋安全保障、平和維持・平和構築といった非伝統的安全保障分野において、具体的な取組<sup>23</sup>が積極的に進められており、防衛省・自衛隊としても積極的に貢献している。

## エ 防衛省・自衛隊が主催している多国間安全 保障対話

### (ア) 日ASEAN 防衛担当大臣会合

防衛省・自衛隊は、ASEAN諸国との二国間・多国間の関係強化を図るため、2014年以降、日ASEAN防衛担当大臣会合を行っている。

2023年、木原防衛大臣(当時)は、インドネシアで開催された第8回日ASEAN防衛担当大臣会合にオンライン形式で参加(現地では、宮澤防衛副大臣(当時)が参加)し、AOIPとFOIPは、開放性、透明性、ルールに基づく枠組みなど本質的な原則を共有していることを確認するとともに、「防衛協力強化のための日ASEAN大臣イニシアティヴ:ジャスミン」を発表した。

## (イ) 日ASEAN防衛当局次官級会合

日ASEAN間の次官級の人脈構築を通じた二国間・多国間の関係強化を図るため、2009年以降、防衛省の主催により日ASEAN防衛当局次官級会合を開催している。2025年2月、福岡で開催した第14回会合<sup>24</sup>では、「ジャスミン」のもとで取り組んできた具体的な防衛協力の実績について各国防衛当局次官級で確認し、今後の新たな取組の実施に向け、率直な議論を行った。

### (ウ) 日ASEAN防衛協力の指針

#### ①ビエンチャン・ビジョン 2.0

2016年の日ASEAN防衛担当大臣会合において、日ASEAN防衛協力の指針である「ビエンチャン・ビジョン」を提示し、2019年には、これをアップデートした「ビエンチャン・ビジョン 2.0」を提示した。

「ビエンチャン・ビジョン 2.0」は、ASEAN全体への防衛協力の方向性について、透明性をもって、重点分野の全体像を示したものであり、協力の目的・方向性・手段といった基本的な骨格は従来のものを踏襲しつつ、日ASEAN防衛協力にかかる実施 3 原則として、①心と心の協力、②きめ細やかで息の長い協力、③対等で開かれた協力、を掲げた。また、ASEANの中心性・一体性・強靱性への貢献や、AOIPとFOIPとのシナジーを追求する視点を新機軸として導入している。

#### ②ジャスミン

2023年、第8回日ASEAN防衛担当大臣会合において、木原防衛大臣(当時)は、日ASEANの防衛分野における協力関係を新たな段階へと進めるため、新たに「ジャスミン」を提示した。

「ジャスミン」は、現下の安全保障環境を踏まえたうえで、「ビエンチャン・ビジョン 2.0」の精神に則り、日本が ASEAN と共有しているインド太平洋地域の将来像 を実現すべく、共に進めたい具体的な防衛協力の内容を示したものであり、①日 ASEANで力や威圧によるいかなる一方的な現状変更も許容しない安全保障環境を創出、②日 ASEAN 防衛協力の継続と拡充、③日 ASEAN 防衛関係者のさらなる友情と機会の追求、④ ASEAN・日本・太平洋島嶼国の連携の支持、を4つの柱とする。

その具体的取組として、日ASEAN間での宇宙領域における法の支配と安全保障に関するセミナーの初開催、海と空における信頼醸成や状況把握能力の向上に向けたより一層の支援、政府安全保障能力強化支援(OSA)と防衛装備移転、能力構築支援など既存のプロジェクトとのハード・ソフト両面での相乗効果の追求、乗艦協力プログラムなどを活用したASEAN諸国・日本・太平洋島嶼国の連携、WPSに関する新たな日ASEAN能力構築支援プログラムの立ち上げなどが提案・表明された。

#### ③日ASEAN防衛協力の具体的な取組

これまで、HA/DRに関する日ASEAN招へいプログラム、海洋国際法セミナー、日ASEAN乗艦協力プログラム、プロフェッショナル・エアマンシップ・プログラ

**<sup>23</sup>** 毎年、外相級の閣僚会合のほかに、高級事務レベル会合(SOM)および会期間会合(ISM)が開かれるほか、信頼醸成措置および予防外交に関する会期間支援グループ(ISG on CBM/PD)、ARF 安全保障政策会議(ASPC)などが開催されている。また、2002年の閣僚会合以降、全体会合に先立って、ARF 防衛当局者会合(DOD)が開催されている。

<sup>24</sup> ASEAN各国、ASEAN事務局に加え、ASEAN加盟が原則合意されている東ティモールがオブザーバーとして参加した。

<sup>25</sup> 日本とASEANは、「自由で開かれたルールに基づくインド太平洋地域を促進するとの共通の考え」を確認している。

章

第

Ш

 $\Delta^{26}$ 、 $\Box$  ASEAN サイバーセキュリティ協力プログラム、 日ASEAN WPS協力プログラムなどを通じ、実践的な 協力を積み重ねてきた。

2024年6月、護衛艦「いずも」の艦上において、 ASEANおよび東ティモール乗艦協力プログラム<sup>27</sup>を ASEAN各国海軍士官などと行った。同年7月、ベトナ ムで行った日ASEANサイバーセキュリティ協力プログ ラムに併せてサイバー国際法セミナー<sup>28</sup>を行った。また、 同月、プロフェッショナル・エアマンシップ・プログラ ムの開催や、同年12月、インドネシア国防省との共催 により 「海洋協力及び連結性会議」を開催するなど、 ADMMプラス参加国、東ティモール、太平洋島嶼国な どの相互理解や地域間の連結性向上に貢献している。

衛協力強化のための日ASEAN大臣イニシアティヴ (ジャスミン))

## (2) 太平洋島嶼国地域の安全保障対話

## ア 南太平洋国防大臣会合 (SPDMM)

SPDMMは、軍を保有する太平洋島嶼国の3か国(ト ンガ、パプアニューギニア、フィジー)を含む7か国 $^{29}$ の 国防担当大臣などが集まる、太平洋島嶼国地域の安全保 障にとって重要な枠組であり、わが国は2022年からオ ブザーバー参加している。

## イ 防衛省・自衛隊が主催している多国間安全 保障対話など

### (ア)日・太平洋島嶼国国防大臣会合 (JPIDD)

地域の安全保障課題に対する日本と太平洋島嶼国、 パートナー国との連携強化、防衛・安全保障協力のさら なる推進を図るため、2021年以降、防衛省の主催により、 太平洋島嶼国および地域のパートナー国を招き、JPIDD を開催している。2021年の第1回会合は、新型コロナウ イルス感染症の影響に伴いオンライン形式での開催で あったが、2024年3月、木原防衛大臣(当時)は、対面形

式としては初となる第2回会合を東京にて開催した。

## (イ) 太平洋島嶼国地域における一体となった安 全保障の取組のための協力コンセプト

2024年の第2回JPIDDにおいて、太平洋島嶼国地域 における防衛・安全保障分野の協力をさらに推進するた め、重視する三つの原則(①太平洋島嶼国の中心性、一 体性、オーナーシップの尊重、②対等で相互に恩恵をも たらし協力し合う関係の強化、③太平洋島嶼国・日本・ ASEANの連携の支持)と二つの連携(①JPIDDと SPDMMとの連携の強化、②JPIDDと「太平洋・島サ ミット (PALM)」との連携強化) を合わせた [5点の協 カコンセプト」を提示し、これに基づき、防衛省・自衛 隊は、防衛・安全保障協力をさらに推進することとして いる。

### (3) その他

### ア 民間機関などが主催する国際会議

安全保障分野においては、政府間の国際会議だけでは なく、政府関係者、学者、ジャーナリストなどが参加す る国際会議も民間機関などの主催により開催され、中長 期的な安全保障上の課題の共有や意見交換などが行われ ている。

主な国際会議としては、IISSアジア安全保障会議(シャ ングリラ会合) やIISS地域安全保障サミット30 (マナーマ 対話)、欧米における安全保障会議の中でも最も権威あ る会議の一つである、ミュンヘン安全保障会議<sup>31</sup>があり、 防衛省から、これらの会議に、防衛大臣などが積極的に 参加し、各国の国防大臣などとの会談や本会合における スピーチを行うことで、各国ハイレベルとの信頼醸成・ 認識共有や、積極的なメッセージの発信を図っている。

2025年5月、中谷防衛大臣は、第22回シャングリラ 会合に出席しスピーチを行った。スピーチでは、地域と 国際社会の平和と繁栄の前提が大きく揺らぐ中、「第一 に、開放性、包摂性、透明性を確保しながら協力と連携

<sup>26</sup> 相互理解や信頼醸成促進、地域における「法の支配」の貫徹への貢献を目的に、ASEAN各国空軍士官などを招へいし、セミナーなどを実施するプ ログラム。

<sup>27</sup> 同プログラムは、「第2回日太平洋島嶼国乗艦協力プログラム」と同時開催された。

<sup>28</sup> ASEAN各国のサイバーセキュリティ要員を対象として、自衛官が教官を務める能力構築支援事業を実施し、サイバー空間で発生するインシデント により適切に対応できるようになることをねらいとする。

<sup>29</sup> 太平洋島嶼国の軍保有国のほか、オーストラリア、チリ、ニュージーランド、フランスをメンバー国とし、わが国および米国、英国がオブザーバー参加。

<sup>30</sup> 英国国際戦略研究所 (IISS) が主催する中東諸国の外務・防衛当局など関係者を中心に安全保障に関して意見交換を行う国際会議であり、毎年、 バーレーンのマナーマで開催されている。

<sup>31</sup> 欧米における安全保障会議の中で最も権威ある民間機関主催の国際会議の一つであり、1962年から毎年(例年2月) 開催されている。欧州主要 国の閣僚をはじめ、世界各国の首脳や閣僚、国会議員、国際機関主要幹部が例年参加している。

を進めていくことで、インド太平洋地域で、ルールに基づく国際秩序を回復し、アカウンタビリティを強化し、国際公共益を増進していきたいという共通の精神」と、「第二に、その上で、こうした共通の価値と利益を共有する各国の国防当局が、インド太平洋全体を俯瞰的に捉え、それぞれの自主的な取組の間で協力と連携を強化し、シナジーを生み出すことによって、インド太平洋地域全体に新たな価値と利益をもたらしていくという姿勢」を、各国の防衛当局が改めて確認し合うことの重要性を強調した。その上で、このような方向性を「One Cooperative Effort Among Nations: Perspective for the Indo-Pacific」、すなわち OCEAN の精神と呼ぶことを提案した。

□ 参照 資料81 (第22回シャングリラ会合中谷防衛大臣スピーチ)

### イ 各軍種の取組

吉田統幕長は、2024年9月、米インド太平洋軍が主催するインド太平洋参謀総長等会議(CHOD)に参加し、インド太平洋地域の情勢や安全保障上の課題について認識を共有し、多国間における地域の平和と安定に向けた連携を一層強化する旨述べた。



インド太平洋参謀長等会議で討議に参加する吉田統幕長(2024年9月)

森下陸幕長は、同年5月にハワイで開催された太平洋地上軍シンポジウム (LANPAC) 2024、同年8月にフィジーで開催されたインド太平洋地域陸軍管理セミナー (IPAMS)、同年9月にオーストラリアで開催された豪陸軍主催陸軍参謀長シンポジウム (CAS) に参加した。さ

らに、同年12月、わが国においてランド・フォーシーズ・サミット (LFS) を主催し、FOIPの実現のため、同盟国・同志国間の重層的な陸軍種ネットワークを構築し、インド太平洋地域の平和と安定に寄与していくことで一致した。



太平洋地上軍シンポジウム (LAMPAC) 2024 で討議に参加する森下陸幕長 (2024年5月)

酒井海幕長(当時)は、同年5月、英国ロンドンで開催された英海軍第一海軍卿主催シーパワー会議に初参加した。テーマを2040年代の安全保障環境としてスピーチした。同年10月、齋藤海幕長は、イタリアにおいて、海軍地域シーパワー・シンポジウムに参加した水中領域の防衛についてスピーチするとともに、FOIPの重要性を強調した。



海軍地域シーパワー・シンポジウムに参加する齋藤海幕長 (2024年10月)

内倉空幕長は、同年4月に米国で開催された宇宙参謀 長等会同および連合宇宙作戦イニシアチブ<sup>32</sup> (CSpO) 将 Combined Space Operations Initiative

<sup>32</sup> 米国をはじめとする同志国で構成される多国間枠組みであり、宇宙安全保障に必要な政策・運用・体制・法的な課題などに関する各種議論を実施する多国間枠組み。2014年に米英豪加の4か国で発足し、現在は、ニュージーランド、ドイツ、フランス、日本、イタリア、ノルウェーを加えた全10カ国が参加している。

官級会議に参加し、各国の参加者と責任ある宇宙利用の 推進に向けて相互理解を深めた。また、内倉空幕長は、 同年10月、航空自衛隊創設70周年記念行事の一環とし て、19か国<sup>33</sup>、20代表の参加を得て、空軍参謀長等招へ い行事(AFFJ)を主催した。AFFJでは、多国間協議 (InPACT)、各種会談などを行い、同盟国・同志国など との防衛協力・交流を強固に推進した。



AFFJにおいて各国空軍参謀長にスピーチをする内倉空幕長(2024年10月)

□ 参照 1章2節4項1(6)(同盟国・同志国などとの連携強化)

# 2 実践的な多国間安全保障協力の推進

### (1) パシフィック・パートナーシップ

パシフィック・パートナーシップ<sup>34</sup> (PP) は、米海軍を 主体とする艦艇が域内各国を訪問して、医療活動、施設 補修活動、文化交流などを行い、各国政府、軍、国際機関 およびNGOとの協力を通じ、参加国の連携強化や国際 平和協力活動の円滑化などを図る活動である。

2024年度は、バヌアツとミクロネシアにおいて、医 療活動や施設補修活動、音楽演奏などを通じた交流を行 い、参加各国との連携強化を図った。

## (2) 多国間共同訓練

近年、防衛分野における多国間関係は「信頼醸成」の 段階から「具体的・実践的な協力関係の構築」の段階へ と移行しており、これを実効的なものとするための重要 な取組として、様々な多国間共同訓練・演習が活発に行 われている。

特に、インド太平洋地域において、HA/DR、非戦闘員 退避活動 (NEO) などの非伝統的安全保障分野を取り入 れた多国間共同訓練に参加している。こうした訓練への 参加は、自衛隊の各種技量の向上に加え、関係国との協 力の基盤を作るうえで重要であり、今後とも取り組んで いくこととしている。

また、海自は、インド太平洋方面派遣 (IPD) を通じ、 同地域沿岸国や同盟国・同志国などとの共同訓練、重要 港湾への寄港、他省庁や同志国などと共同での能力構築 支援など、FOIPの実現に向けた取組を推進している。 IPDは、わが国がインド太平洋地域に継続的に関与する 意志とわが国の積極的平和主義を体現するものであり、 非常に意義のあるものである。

□ 参照 4節2項2(1)(令和6年度インド太平洋方面派遣 [IPD24])、資料59(多国間共同訓練の参加など(2021 年度以降))



パシフィック・パートナーシップ2024における医療活動(2024年9月)

<sup>33</sup> オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、ノルウェー、オランダ、モンゴル、バングラデシュ、フィンランド、インド、インドネ シア、韓国、シンガポール、フィリピン、ベトナム、アラブ首長国連邦、英国、米国

<sup>34 2006</sup>年から米軍が開始し、自衛隊は2007年から毎年参加している。

Ш



## 2024年度インド太平洋方面派遣 (IPD24) を通じて

## 第3護衛隊群 舞鶴 群司令 海将補 横田 和司

海自は、自由で開かれたインド太平洋(FOIP)の実 現に資するべくインド太平洋方面派遣 (IPD) を実施し ています。IPD24では、様々な多国間・二国間訓練や 海上保安庁との共同訓練などを実施しました。特に、 史上最大規模の米海軍主催多国間共同演習(RIMPAC) では、人道支援・災害派遣に関わる演習や様々な戦術 的イベントに海自のみならず陸・空自も参加し、防衛

省・自衛隊として国際社会でリーダーシップを発揮し ました。また、豪海軍主催多国間演習 (KAKADU)、 日米印豪共同訓練 (MALABAR) や日米豪韓加共同訓 練(Pacific Vanguard)では同盟国・同志国がハイエ ンドな戦術訓練に参加し、国際公共財である海洋への アクセスの安定と自由を維持するための相互運用性の 更なる向上に寄与しました。



RIMPACにて各上級指揮官にHADRの概要を説明する様子(筆者は中央)



MALABAR参加国各級指揮官と筆者(前列左から3番目)

# 能力構築支援への積極的かつ戦略的な取組

## 能力構築支援の意義

能力構築支援とは、平素から継続的に安全保障・防衛 関連分野における人材育成や技術支援などを行い、支援 相手国自身の能力を向上させることにより、地域の安定 を積極的・能動的に創出し、グローバルな安全保障環境 を改善するための取組である。

防衛省・自衛隊は、特にインド太平洋地域の各国など と本事業を行うことにより、相手国軍隊などが国際の平 和および地域の安定のための役割を適切に果たすことを 促進し、わが国にとって望ましい安全保障環境を創出す ることとしている。

このような活動には、①相手国との二国間関係の強化、 ②米国やオーストラリアなど他の支援国との関係の強化、 ③地域の平和と安定に積極的・主体的に取り組むわが国 の姿勢が内外に認識されることにより、防衛省・自衛隊を 含むわが国全体への信頼の向上、といった効果もある。

この際、自衛隊がこれまで蓄積してきた知見を有効に

活用するとともに、外交政策との連携を十分に図りなが ら、多様な手段を組み合わせて最大の効果が得られるよ う効率的に取り組むこととしている。

## 2 具体的な事業

防衛省・自衛隊による能力構築支援は、これまでイン ド太平洋地域を中心に、19か国、1機関、1地域に対し、 HA/DR、PKO、衛生、航空救難、艦船整備などの分野で 行ってきている。

防衛省・自衛隊による能力構築支援は、「派遣」もしく は「招へい」、またはこれらを組み合わせた手段により、 一定の期間をかけて相手国の具体的・着実な能力の向上 を図っている。

派遣は、専門的な知見を有する自衛官などを相手国に 派遣し、セミナーや講義・実習、技術指導などにより、 相手国の軍隊や関連組織の能力向上を目指すものであ る。招へいは、相手国の実務者などを防衛省・自衛隊の

3 章

部隊・機関などに招待し、セミナーや講義・実習、教育 訓練の研修などを通じてその能力向上を図るとともに、 防衛省・自衛隊が現に行う人材育成の取組などについて 知見を共有するものである。そのほか、新型コロナウイ ルス感染症の影響を踏まえ、2021年からはオンライン 形式による講義・実習も能力構築支援の新たな手段とし て取り入れている。

2024年度は、派遣事業、招へい事業を合わせて14か 国、1機関、1地域に対し29件行った。

具体的には、派遣事業として、インドネシアに対する 日本語教育支援、トンガに対する船外機維持整備、モン ゴルに対するPKO (施設) およびHA/DR (衛牛)、ベト ナムに対する水中不発弾処分、パプアニューギニアに対 する軍楽隊育成、フィリピンに対するHA/DR、東ティ モールに対する施設、ジブチに対する施設、カンボジア に対するPKO (施設)、ソロモン諸島に対する不発弾処 理、スリランカに対する航空救難、フィジーに対する衛 牛の各分野に関する知見の共有などを行った。

招へい事業としては、インドネシアに対する日本語教 育支援やHA/DR、モンゴルに対するHA/DR(衛生)や 航空管制、パプアニューギニアに対する軍楽隊育成や HA/DR (施設機械整備)、フィリピンに対する航空医学 および艦船整備、マレーシアに対するHA/DR、ベトナ ムに対する航空救難、カザフスタンに対する衛生、トン ガに対する船外機維持整備ならびにASEANに対するサ イバーセキュリティの各分野に関する知見の共有や実技 支援などを行った。

□ 参照 図表Ⅲ-3-1-5(能力構築支援の最近の取組状況(2024 年4月~2025年3月))

#### 図表Ⅲ-3-1-5

能力構築支援の最近の取組状況(2024年4月~2025年3月)

#### 能力構築支援とは

- 能力構築支援 … 「派遣」や「招へい」などの事業を実施することで、相手国の能力を一定の期間をかけて具体的・着実に向上させることを 日的とした事業
- 「派遣」 専門的な知見を有する自衛官などを相手国に派遣し、セミナーや講義・実習、技術指導などにより、相手国の軍隊および その関連組織の能力向上を目指す
- 「招へい」 … 相手国の実務者などを<mark>防衛省・自衛隊の部隊・機関などに招待</mark>し、セミナーや講義・実習、教育訓練の研修などを通じて、 その能力向上を図るとともに、防衛省・自衛隊が現に行う人材育成の取組などについて知見を共有する

#### 能力構築支援を実施した国・分野(2024.4~2025.3)の一例



HA/DR分野 人命救助機材のメンテナンスに関する研修



航空管制 **着陸誘導管制に関する研修** 



水中不発弾処分 水中捜索の様子



乗艦協力プログラム 国際法セミナー



軍楽隊育成 演奏技術(合奏)指導



衛牛 外傷手術に関する研修

## 3 関係各国との連携

防衛省・自衛隊は、米国やオーストラリアなどと共に 第三国に対する能力構築支援を行っている。

具体的協力として、日米豪およびニュージーランドの 4か国間では、東ティモールにおける豪軍主催の能力構 築支援「ハリィ・ハムトゥック」に自衛隊と米軍などが ともに参加し、東ティモール軍後方支援隊に対し施設分 野や重機整備の技術指導を行っている。

2024年5月には、海自IPD24部隊が、海上保安庁 MCT<sup>35</sup> (Mobile Cooperation Team) と連携して、 マーシャル諸島共和国海上警察と親善訓練を行い、同国 の海上法執行能力の強化に寄与した。

このように、関係各国と緊密に連携し、相互に補完し つつ、効果的・効率的に能力構築支援に取り組んでいく ことが重要である。

# 女性・平和・安全保障(WPS)推進に向けた取組

## 女性・平和・安全保障(WPS)とは

女性·平和·安全保障 (Women, Peace and Security)、 いわゆるWPSは、紛争、災害などの発生時に、より脆弱 な立場に置かれる女性、女児などを、特に保護すべき対 象であるとして、女性、女児などの保護・救済に取り組 みつつ、女性が指導的・主体的に、紛争の予防、復興お よび平和構築、ならびに防災、災害対応や復興のあらゆ る段階に参加することで、より持続的な平和に資するこ とができるという考え方をいう。

1990年代、旧ユーゴスラビアやルワンダ内戦におけ る大規模な性的暴力が世界的な注目を浴びた。さらに、 1995年には、北京において第4回世界女性会議が開催 され、北京宣言を踏まえた行動綱領の中で、紛争解決の 意思決定レベルへの女性の参加を増大し、武力またはそ の他の紛争下に暮らす女性を保護することが戦略目標と して明記された。また、1998年に採択された国際刑事 裁判所に関するローマ規程において、紛争下の性的暴力 は戦争犯罪と明記された。

こうした国際的な潮流を背景に、2000年、紛争下の 女性をめぐる課題に焦点を当てた初めての安保理決議で ある女性・平和・安全保障(WPS)に関する決議第 1325号が全会一致で採択された。同決議は、「参画」、 「予防」、「保護」、「救援と復興」を4つの柱として明記し、 全ての取組に**ジェンダー**主流化<sup>36</sup>が要請されている。以 降、同決議を補完する観点から、WPSに関連する安保理 決議が順次9本採択され、これら10本の決議に記載さ

れた取組を総称して「WPSアジェンダ」と呼んでいる。 近年、国際情勢が不透明さを増す中、WPSの考え方は 益々重要になっている。

## 2 わが国の取組

わが国は、WPSに関する安保理決議の履行のため、 2015年に第1次行動計画を策定した。本行動計画はそ の後改定され、現在は2023年に策定された第3次行動 計画に沿って、WPSに関する取組を進めている。

わが国の行動計画は、紛争のみならず、災害の項目も含 めている点に特徴がある。これは、わが国が2011年の東 日本大震災をはじめとする多数の大規模自然災害に見舞 われ、それらを乗り越えてきた経験から、ジェンダーの視 点を防災、災害対応、気候変動、復興のあらゆる段階に取 り入れることが重要と認識したことによるものである。ま た、行動計画は、国際的な取組だけでなく、国内の取組も 規定しており、防衛省を含む各省庁において、外交・安全 保障、防災や災害対応にかかわる政策意思決定の場への

#### KEY WORD 「ジェンダー」

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつ いての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念 や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女 性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に 形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文 化的に形成された性別」はそれ自体に良い、悪いの価値を含む ものではなく、国際的にも使われている。

<sup>35 2017</sup>年に海上保安庁に編成された、海上保安庁の外国海上保安機関に対する能力向上支援の専従部門。当初は7名体制であり、主にわが国のシー レーン沿岸国を対象として支援を実施していたが、2024年4月現在18名体制となり、太平洋島嶼国を含むインド太平洋地域へ支援を拡大しつつある。

<sup>36</sup> あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策および事業にジェンダーの視点を取り込むこと。

第 3

章

女性の登用・参画の推進やジェンダー視点37に立った政 策、施策の整備・実施を推進していくとしている。

## 防衛省・白衛隊におけるWPS

### (1) WPS を推進する必要性・意義

WPSの推進は、国民の生命、身体などの保護、防衛力 の抜本的強化に加え、国際社会の平和と安定に寄与する ものである。したがって、防衛省・自衛隊としても、 WPSを推進していく必要がある。

第一に、国民の生命、身体などの保護に関して、在外 邦人等の輸送や災害派遣における被災者へのきめ細かな 生活支援などの活動を行う機会が近年増加している。こ うしたなか、人口の約半数を占め、紛争下などで特に脆 弱な立場に置かれる女性や女児などのニーズを踏まえ、 ジェンダー視点に基づき体系的に対応することにより、 国民の生命、身体などの保護に直接寄与していく。

第二に、防衛力の抜本的強化に関して、WPSは、安全 保障分野などにおける意思決定過程への女性の参画など を掲げており、これまで防衛省が取り組んできた女性活 躍推進施策などと密接に関連するものである。WPSの 推進は、女性を含む多様な人材が能力を発揮できる環境 をもたらすものであり、こうした多様性はオペレーショ ンの効率化という点でも重要である。このように、WPS を推進することは、その活動の主体である防衛省の人材 育成および組織の能力強化に繋がり、防衛力の抜本的強 化のために必要不可欠である。

第三に、国際社会の平和と安定への寄与に関して、 2023年に岸田内閣総理大臣(当時)が発表した「FOIP のための新たなプラン」では、平和の原則および繁栄の ルールはFOIPの屋台骨との考えのもと、弱者が力でね じ伏せられない国際環境を醸成するため、WPSの観点 を踏まえた対応を明記している。PKOや国際緊急援助 活動をはじめとする自衛隊の海外での活動を、より効果 的に行うためには、WPSに関する視点が不可欠である。 基本的人権の尊重および法の支配の確保を追求する諸外 国の国防当局などと協調しつつ、防衛省としても、国際 社会の責任ある一員として、WPSを推進し、平和と安定 に寄与していく。

### (2) 防衛省・自衛隊における推進体制の強化

防衛省・自衛隊は、これまでも国内で女性活躍推進の ための様々な取組を進めるとともに、PKOや大規模災 害対応に取り組む主体として、WPSの観点を踏まえ、国 内外の活動を推進してきた。一方で、防衛省・白衛隊の 全体を見れば、隊員一人一人にWPSの認識や、ジェン ダー視点を政策の企画・立案に反映させることの意義が 浸透していないという課題があった。

こうした課題も踏まえ、全自衛隊員の意識改革や国際 的な連携の取組などをさらに強化するため、2023年に WPS国際連携調整官を指名するとともに、防衛大臣政 務官を本部長とする防衛省WPS推進本部を設置した。

防衛省WPS推進本部は、これまで4回の会合を開催 し、2024年4月に開催した第3回会合においては「防 衛省女性・平和・安全保障 (WPS) 推進計画| が初めて 策定された。本推進計画は、政府のWPSに関する行動 計画を踏まえ、防衛省として2028年度までに実施すべ き事項を定めたものである。

同推進計画は、4つの具体的な取組として、①防衛省 全体の意識改革、②WPS推進体制の整備、③諸外国、機 関などとの連携、④自衛隊の活動へのジェンダー視点の 反映について定めている。2024年以降、同推進計画を 円滑に行うため、WPSの主導的な役割を果たす高官に 助言を与え補佐する役割を担うジェンダー・アドバイ ザーを、本省内部部局や各幕僚監部に配置するととも に、2025年4月、本省内部部局にWPS国際連携室を、 陸幕にWPS推進室をそれぞれ設置した。また、2025年



第1回日ASEAN WPS協力プロジェクト (2024年10月)

<sup>37</sup> ジェンダーに基づく地位や力関係によって生じる差異に着目し、そうした差異がどのように男性および女性の当面のニーズ・長期的な利益の形成 に影響するか検討するもの。

3月に開催された第4回推進本部では、同推進計画が策 定された2024年4月から同年12月までの取組を評価 した。

防衛省としては、推進計画に基づき同評価を踏まえつ つ、省一体としてWPSを強力に推進し、ジェンダー視 点を踏まえた活動を行うことで、国民の保護や国際社会 の平和と安定に貢献していく。

### (3) 最近の主な取組

わが国は、ベトナムとともにADMMプラスPKO専門 家会合の第4期(2021年から2024年)共同議長を務 め、国際的なWPS推進を主導してきた。共同議長国と して活動の主目的の一つにWPS推進を掲げ、WPSプ ラットフォーム<sup>38</sup>を設立し、国連から専門家を招へいし て4度のWPSセミナーを開催するなど、各国のWPSに 関する認知向上に貢献した。さらに、第5期(2024年か ら2027年) では、フィリピンとともにADMMプラス 海洋安全保障専門家会合の共同議長を務めており、引き 続き、WPS推進を主目的の一つとして同活動を推進し ている。

また、2023年以降、インド太平洋諸国に対して実施 中のPKOやHA/DR分野の能力構築支援の枠組みに WPSの要素を新たに反映させ、WPSに関するセミナー や意見交換を行い、各国国防関係者のWPSへの認知向 上に寄与している。さらに、2024年10月に開催された 「第1回日ASEAN WPS協力プロジェクト」については、 ASEAN諸国とASEAN事務局に加え、オブザーバーとし て東ティモール、フィジー、トンガの防衛当局などが参 加し、外部有識者による講義や参加者による取組状況の 共有により参加者の認知向上や理解の促進に寄与した。

加えて、諸外国やNATOなどが主催するWPSに関す る訓練研修や国際会議にWPS国際連携企画官や自衛官

を講演者として派遣し、防衛省・自衛隊の取組を積極的 に紹介するとともに、WPSを推進する関係諸国からの 知見を得て、防衛省・自衛隊におけるWPS推進の方向 性の検討の資としている。

国内では、災害時などにおいてジェンダー視点に則っ た対応を行っている。災害は全ての人の生活を脅かすが、 性別や年齢などの違いにより、受ける影響が異なること が知られており、令和6年能登半島地震でも、乳児用の ミルクの種類などデリケートな内容を含む様々なニーズ を考慮し、女性被災者には女性隊員が聞き取りに努める など、迅速かつ的確な対応を行った。

また、わが国は、国内の災害対応に限らず、インド太 平洋地域における大規模自然災害発生時には、国際緊急 援助隊の派遣を含む緊急人道支援活動を行っており、自 衛隊による災害対応は国内外間わず想定される。

防衛省・自衛隊としては、災害派遣を含む各種活動にお いて、女性や女児などに寄り添った対応を体系的に行える よう、省一体となってジェンダー視点を反映していく。



令和6年能登半島地震の災害派遣において、 入浴支援をする女性自衛官(2024年2月)

■ 参照 IV部3章3節2項(女性の活躍推進のための改革)





資料:省HP:女性・平和・安全保障(WPS) に関する取組

URL: https://www.mod.go.jp/j/approach/wps/index.html

<sup>38 2021</sup>年、第4期ADMMプラスPKO専門会合のもとに設置したもの。ADMMプラス参加国の知見・経験を継続的に集約し、WPS専門家を招へ いし定期的にセミナーを開催する場を提供することで、WPSの意識向上に貢献した。

# 海洋安全保障の確保

国家防衛戦略は、海洋国家であるわが国にとって、自 中で開かれた海洋秩序を強化し、航行・飛行の自由や安 全を確保することは、わが国の平和と安全にとって必要 不可欠であるとしている。

このため、防衛省・自衛隊は、インド太平洋地域の沿 岸国と共に、自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) の実 現のため、海洋安全保障に関する協力を推進している。

また、シーレーンの安定的利用を確保するため、関係 機関との協力・連携のもと、海賊対処や日本関係船舶の 安全確保に必要な取組を行っている。

### (1)海洋安全保障の確保に向けた取組

### ア 政府としての基本的考え方

国家安全保障戦略において、わが国は海洋国家とし て、同盟国・同志国などと連携し、航行・飛行の自由や 安全の確保、法の支配を含む普遍的価値に基づく国際的 な海洋秩序の維持・発展に向けた取組を進めることとし ている。具体的には、海洋状況監視、共同訓練・演習、海 外における寄港などの推進、海賊対処や情報収集活動を 行うことを明記している。

さらに、南シナ海などにおける航行および上空飛行の 自由の確保、国際法に基づく紛争の平和的解決の推進、 シーレーン沿岸国との関係強化、北極海航路の利活用、 ジブチにおける拠点の活用などについて取り組むことと している。

2023年4月に閣議決定された第4期海洋基本計画<sup>39</sup> においては、引き続き海洋の安全保障の観点から海洋政 策を幅広く捉え、「総合的な海洋の安全保障」のための取 組を政府一体となって進めることとされた。そのため、 わが国自身の努力を主とする「わが国の領海などにおけ る国益の確保 | や同盟国・同志国などとの連携強化を通 じた、「国際的な海洋秩序の維持・発展」のために必要な 施策を推進することとしている。

また、中国とASEANが策定に向け協議を続けている 南シナ海行動規範(COC)に対し、わが国としては、 COCが実効的かつ実質的で国連海洋法条約をはじめと する国際法に合致し、南シナ海を利用する全てのステー クホルダーの正当な権利と利益を尊重するものとなるべ きとの立場を表明している。

### 防衛省・自衛隊の取組

防衛省・自衛隊は、シーレーンの安定的利用を確保す るための海賊対処行動、中東地域における日本関係船舶 の安全確保に必要な情報収集活動などを行っている。ま た、国際的な海洋秩序の強化や航行の自由の重要性につ いて、防衛省・自衛隊としても機会を捉えて国際社会に 呼びかけており、人類の繁栄に不可欠な海においても [法の支配]を徹底することを一貫して訴えている。特 に、東シナ海において、力による一方的な現状変更やそ の試みが継続していることや、南シナ海を巡る問題にお いても、全ての当事者が、国連海洋法条約をはじめとす る国際法に基づき、紛争の平和的解決に向け努力するこ との重要性について強調している。

参照 1章1節2項7(1)(海賊対処の取組)、(2)(中東地域 における日本関係船舶の安全確保のための情報収集)

## (2) 海洋安全保障にかかる協力

第4期海洋基本計画では、「自由で開かれた海洋」の維 持・発展に向け、防衛当局間における二国間・多国間の 様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用し、各国 との海洋安全保障に関する協力を強化することとされて いる。

これを受け、防衛省・自衛隊は、ADMMプラスや ARF海洋安全保障会期間会合 (ISM-MS) といった地域 の安全保障対話の枠組みにおいて、海洋安全保障のため の協力に取り組んでおり、2024年から2027年までの 間、フィリピンとともに、ADMMプラス海洋安全保障 専門家会合の共同議長を務めている。

また、インド太平洋地域沿岸国に対し、海洋安全保障 にかかる能力構築支援を行っており<sup>40</sup>、沿岸国の海洋状 況把握 (MDA) 能力の向上を支援するほか、同盟国・同 志国などと海洋安全保障にかかる協力を強化している。

海自は、インド太平洋地域の各国海軍などと連携しつ

<sup>39</sup> 海洋における施策を総合的かつ計画的に推進するために政府が策定するもので、おおむね5年おきに見直しがなされる。

<sup>40</sup> これまで、インドネシア、ベトナム、フィリピン、タイ、ミャンマー、マレーシア、ブルネイ、スリランカに対し、海洋安全保障に関する能力構 築支援の取組を行った実績がある。

つ、同地域沿岸国の海軍、警察機関などと海洋安全保障 にかかる訓練を行っている。特に、太平洋島嶼国は、違 法・無報告・無規制 (IUU) 漁業41、海上における犯罪な どのため、海洋安全保障能力の強化が急務であることか ら、海自インド太平洋方面派遣 (IPD24) 部隊は、一部 の訓練で海上保安庁、米国、オーストラリアと連携しつ つ、マーシャル、ミクロネシア、パラオ<sup>42</sup>において海洋 安全保障にかかる訓練を実施した。

派遣海賊対処行動水上部隊および航空隊は、海賊対処

任務に加え、ジブチに駐留する他国軍との防衛交流を推 進しているほか、中東地域沿岸国港湾への寄港や、戦術 技量の向上、各国軍との連携強化を目的に、EU海上部 隊など<sup>43</sup>と共同訓練を行っている。

こうした防衛交流・協力を通じたインド太平洋地域沿 岸国との連携強化は、海洋安全保障の維持に寄与するも のであり、大きな意義がある。

■ 参照 1節4項3 (関係各国との連携)、資料59 (多国間共 同訓練の参加など(2021年度以降))



## 日米印豪共同訓練「マラバール2024」に参加した隊員の声

ありあけ 佐世保 応急長 2等海尉 余子 将大

私は、2024年度インド太平洋方面派遣訓練 (IPD24) 第2水上部隊派遣艦艇の1艦である護衛艦「ありあけ」応 急長として、インドにて開催された日米印豪共同訓練「マ ラバール2024」に参加しました。

「マラバール2024」は、日米印豪4か国の海軍艦艇な どが参加する共同訓練です。停泊フェーズにおいて各種調 整会議、専門術科会報や艦艇相互訪問などを行い、演習 期間における部隊運用に関して戦術レベルでの同期 (Synchronize) や各国海軍の文化、思想について理解を 図るとともに、洋上フェーズでは、各種戦訓練や対抗戦 (War At Sea EX) を通じて各国海軍との相互理解や連携 を強化しました。

私は、インド海軍連絡幹部と各種停泊行事・広報に関す る計画や調整、主燃料や真水といった後方補給に関する現 場間調整に携わりました。特に、艦艇広報や各会議を通じ て乗員レベルでのコミュニケーションを行うことで、FOIP のために、「言語の違い」や「文化の違い」を超えて互い の価値観を理解し強固な信頼関係を構築することが重要 であることを認識しました。本訓練で他国海軍との文化や 価値観の共有を図れたことは私自身にとっても非常に有意 義な経験となりました。



インド海軍十官との交流

<sup>41</sup> 無許可操業、無報告または虚偽報告された操業、無国籍の漁船、地域漁業管理機関非加盟国の漁船による違反操業など、各国の国内法や国際的な 操業ルールに従わない漁業活動であり、水産資源の持続可能な利用に対する深刻な脅威、かつ、食料安全保障にも直結する。

<sup>42</sup> IPD24部隊は、パラオにおいて、日本の団体が供与したパラオ海上保安機関巡視船 (ケダム) と訓練を実施した。マーシャルでは、海上保安庁と 連携し、マーシャル海上警察と訓練を実施した。ミクロネシアには同国の海洋安全保障能力の強化に寄与するため、立入検査部隊を空路派遣し、立入検 査訓練などを実施した。

<sup>43</sup> 派遣海賊対処行動水上部隊は、2024年4月にEU海上部隊(イタリア海軍)と、9月、12月には、EU海上部隊(スペイン海軍)と海賊対処共同 訓練を行った。